

平成27年 第2回（2月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

平成27年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成27年2月13日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成27年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	永尾 邦忠	3 番	千住 良治	4 番	西口 雪夫
5 番	田添 政継	6 番	室内 武	7 番	土井 信幸
8 番	平野 利和	9 番	上田 篤	10 番	町田 康則
11 番	小嶋 光明	12 番	馬渡 光春	13 番	村川 喜信

2 欠席議員

2 番 園田 智也

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	古川 隆三郎	副管理者	金澤 秀三郎
副管理者	松本 政博	事務局長	山本 博幸	総務課長	中村 明
施設課長	石本 博徳	総務課課長補佐	鳥辺 伸一	施設課課長補佐	田中 金大

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長 蠣崎 真一 書記 濱崎 和也 書記 原野 聖

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議会議録署名議員の指名について  
日程第3 一般質問  
日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）  
議案第3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
議案第4号 県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
議案第5号 平成27年度県央県南広域環境組合一般会計予算  
日程第5 議員提出議案第1号  
県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則

#### ○議長（村川喜信君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第4条の規定により特別に許可をいたしております。

これより議事日程第1号により議事に入ります。

日程第1「会期決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月13日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

#### ○議長（村川喜信君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「議会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に3番千住議員及び4番西口議員を指名いたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。管理者。

**○管理者（宮本明雄君）**

おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、この県央県南クリーンセンターにおきます施設の稼働状況からご報告を申し上げます。

ごみ処理量は、1日当たり240tから260tでございまして、安定して稼働している状況でございます。これに伴いまして、今月末から2週間程度、ごみ量を調整するため、全炉の計画停止を予定しているところでございます。今後も、圏域の皆様方のごみ処理を安定して行えるよう、施設管理を適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、係争中の裁判についてでございます。

去る1月20日の長崎地方裁判所における判決への対応につきましては、控訴した上で、高裁での和解の協議を早期に行うほうがより合理的で、円滑に進むものと判断をし、過ぐる臨時議会におきましてこれに関連する予算案を提案いたしまして、可決をしていただきました。これによりまして、控訴期限でございます2月3日に、組合の訴訟代理人を通じて、長崎地方裁判所へ控訴の手続を行ったところでございます。また、JFE様におかれましては、控訴手続を行われたとのことでございます。

今後は、福岡高裁において訴訟に関する手続が進められることとなりますが、これとは別に32年度以降の施設の問題につきましては、JFEと具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、今議会には、専決処分の承認を求めることについてほか、3議案を提出いたしております。

内容につきましては、いずれも事務局長より説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（村川喜信君）**

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑などは全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序については、通告順となっておりますので、まず、5番田添議員。

#### ○5番（田添政継君）

皆さん、おはようございます。今回は、係争中の裁判を中心に質問をさせていただきますというふうに思っております。

宮本管理者は、さきに開催をされました全員協議会の説明の中で、これからの裁判の見通しを含めて、手綱操作が非常に重要になるということと2回にわたって発言をされました。この発言内容に代表されるように、今回の裁判というのは、非常にそういう意味で難しさが混在するような裁判になっているということ、私自身も受けとめておまして、ときにはむちを打ちながら、ときには手綱を引き締めながらという、そういう非常に難しい選択が今後迫られるのではないかとこのように思っております。そういうことを、私たち組合議会議員もみずからの問題として捉えて、この問題の解決の処理、あるいは平成32年度以降の運転について、私たち自身も責任ある対応が求められているものだというふうに思っております。そういう立場で、今回は、6点にわたって、項目ごとに一問一答で質問をさせていただきたいと思えます。

第1項目めでありますけれども、係争中の裁判の控訴について、控訴日と控訴の理由。被告は地裁判決をどのように評価したのか。控訴審の見通しについてどのように考えているか。市民からどのような意見が寄せられたか。

以上の4点についてのご答弁をお願いします。

#### ○議長（村川喜信君）

管理者。

#### ○管理者（宮本明雄君）

係争中の裁判についてでございます。

まず、控訴日でございますけれども、先ほどご挨拶の中でも申し上げましたけれども、2月3日に組合の訴訟代理人を通じまして、長崎地裁のほうに控訴状を提出しております。

控訴の理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、長崎地

裁における判決の対応につきましては、控訴した上で和解の協議を早期に行うほうがより合理的で円滑に解決できるものと判断をし、行ったものでございます。

控訴状につきましては、お手元に配付をいたしております。お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。

形式上、現判決の表示、それから2番目に控訴の趣旨及び控訴の理由につきましては、追って主張をするという内容になっております。

3番目です。3番目に、控訴人は本件の控訴状の和解による解決を強く求めるので、第1回期日から和解勧試をされたいという項目を入れさせていただいております。そういうことで、この前、1月30日に全員協議会等でご説明を申し上げたとおりの内容で控訴状を提出いたしております。

次に、被告の地裁判決の評価についてでございますけれども、新聞などによりますと、JFE、これは新聞でしかわかりませんが、JFEのコメントとして、判決には、当社の主張や認識に隔たりがあるということ。また、訴訟は継続するが、問題解決に向け誠実に対応をしていくというコメントは新聞紙上で報道をされているという状況でございます。

控訴審の見通しということでございますけれども、JFE様も控訴をされたということでございまして、その理由、今お手元に私どもの控訴状については配付をさせていただいておりますけれども、JFEさんからこの控訴状が届くのが、通常1カ月ぐらい掛かるんだそうです。そういうことから、控訴状そのものについては今確認をできない状況ということでございますので、JFEさんの控訴の理由の詳細についてはわかりかねるということでございまして、そういう意味では、見通しも今の段階では明らかじゃないと。控訴状が届きまして、どういう主張をされるのかということもありますし、それから、第1回目の公判といいますか裁判から、私どものほうでは和解の勧試をされたいということを強く要望をしておりますので、そういうことになるかどうかということは、相手の出方ということが今のところは判明しないということでございます。

特に、この裁判とは別に、今後の32年以降の協議等については真摯に対応していく旨の表明もあっておりますので、その分については私どもが1月8日にお伺いしたときのお話と変わっていないということでございます。今回、組合が控訴をいたしましたのは、訴訟上の和解によって解決を図ったほうが、今後の裁判で、今回、判決の中に含まれていない年度の分、それから、今後の31年度までの分というものが、和解のほうが明確に表示できていい

んじゃなかろうかという趣旨。それから、一番大事なことは、32年以降の運営をどうするかと。どういう方法があるかということも含めまして、その辺については1月8日に提案をいただきたいということでお願いを、今の炉の状況というのが、確かに稼働は順調に処理ができていますけれども、その本当の炉の状況というのは我々ではわかりづらいと。ただ、大きな修繕等はあっておりませんので、そういうことはわかりますけれども、本当に専門家が見たときにどうなのかというのは、なかなかわかりづらいということでございまして、先ほどから申し上げていますように、訴訟状の和解により解決を強く訴えているということでございます。

最後に、市民からのご意見というのがありますけれども、現時点では、組合に対しましてとか、市に対しまして直接そういうご意見、まだ結論が出ていないというのもあるんでしょうけれども、そういうご意見等はお伺いしていないということでございます。

いずれにいたしましても、従来から申しておりますように、この組合は、圏域の皆様方のごみ処理を安定的、しかも効率的に行うための組合でございます。ですから、そういう趣旨に至りまして、そういう趣旨から最善の方法を選択していく必要があると。先ほど冒頭に触れられましたように、余り例がない裁判だろうと思うんですけれども、そういった意味でも、期限が迫っているという危機感も持ちながら、いずれの方法をとっても、全くノーリスクかとおっしゃればそうではない部分が非常に多いということも理解をしながら進めていくべきだというふうに思います。その大前提になるのは、効率的、安定的でございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

再質問をさせていただきたいと思います。

控訴状を初めて見せていただいたので、質問をします。

第3の和解勧試というのは法律的な用語だと思うんですけど、これを説明していただけますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

和解勸試というのは、法文の中にそういう文言が出てくるというわけではございませんけれども、通常は、法律的な書物であったり色んなものについては、そういう和解を求める、被告、原告、双方あることもありますし、片方もありますけれども、そういう当事者から裁判長、裁判所のほうに和解を希望するときに、そういう「勸試」というような用語を使われるというふう

に理解しております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。それでは、裁判の見通しについては管理者のほうから触れられましたけれども、そこに関連するわけですけど、裁判の費用等についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

裁判の費用、多分、高裁以降の分ということまでのご質問かなと思います。

過ぐる臨時議会で補正予算ということで593万1,000円を議決をいただいたということでございます。

あと、27年度以降の分につきましては、今議会に来年度の当初予算をご提案させていただいておりますけれども、その中に、約147万円程度の総括事務ということで計上をさせていただいております。

これは、基本的には福岡高等裁判所への訴訟代理人の日当でありますとか旅費ですね。それと、事務局が高裁へ行くための旅費、そういう事務費、そういうものを含めて来年度147万円ということで、これは、それ以降であれば、また同じように実費みたいなものが必要になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。それじゃ、次に行きます。

訴訟代理人についての質問ですけど、裁判が決着したときに、成功報酬みたいなものが訴訟代理人に支払われるというふうに思うんですが、そこら辺



はどのような契約になっておりますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

現在の訴訟代理人との、今回の控訴に当たっても委任契約を結んだところ  
でございまして、これにつきましては、委任期間の満了の際、要はそういう  
裁判が確定したときに、双方が協議の上定めるということになっております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

一般的にはどういうふうな、何%とかいう言い方をよくしますよね。そこ  
ら辺はどうなっていますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

いつごろかはあれなんですけれども、以前は弁護士会というところで報酬  
基準が決まっております、おっしゃるように300万円までが、例えば着  
手金が8%で、成功報酬の場合はその倍の16%とかですね。例えば、3億  
円の場合は着手金が2%で、報酬は4%とかですね。そういう基準はそれぞ  
れあったんですけれども、今はそれぞれの事務所でそういうものも掲げては  
ございますけれども、例えば訴訟の中身でこれは増減できるというのが一般  
的な取り扱いのようでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

今言われた一般的な数字をこの裁判に当てはめて、例えば17億円とかで  
決着したときに、その判決の内容から弁護士に支払われるお金がその%で支  
払われるということだと思っておりますけど、約17億円で幾らになるんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

先ほど申し上げたとおり、その報酬の中には裁判の長さであったりその中  
身、そういう部分で、その報酬基準よりは上下するというのは当然あるよう

な話でございますし、我々としましては、別に協議して決めるということなんですけど、あえて議員さんのほうからそれで計算すればというようなお話がありましたので、そういうことであれば、8,000万円余りかなというふうには思います。ただ、これは最終的に金銭的な利益といいますか、確定した額、判決額に色んなものを加えて、その分で判断でございますので、今は17億円というようなお話があったので、計算すればそういうことだということです。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。2番目の問題は、宮本管理者からもご報告がありましたけど、新聞報道の域を出ていないということですよ。それ以上の情報はないということなんですけど、わかりました。

それで、裁判所から原告に対して被告の訴状が送られてくるのが約1カ月ぐらい掛かるということで、その時点にならないとはっきりわからないということなのだろうというふうに思っておりますので、その件については了解をいたしました。

3点目の控訴審の見通しなんですけど、これがやっぱり皆さん、市民の方々を含めて一番気になっているところだろうというふうに思うんですが、地裁のようにまた長引くのではないかと非常に心配されている動きがあります。平成24年1月13日の組合議会の臨時会の中で、これは追加提訴をした議会だと思います。その中で、訴訟代理人がおっしゃっているのは、JFEがちゃんと協議に応じてくれれば解決も早くなるんじゃないかと。3カ月程度の遅れはあるけれども、24年ぐらいには解決をするというそういう見通しを訴訟代理人が平成24年に述べられています。24年度中に解決をするだろうという見通しです。そういう見通しを持ちながら、地裁の審理がずっと行われてきたわけですが、結果としては3年近く延びてしまうと。そういうふうなことで、裁判は本当に水ものといいますか、実際、相手があることですから、なかなかこちらが思うようにはいかないというところがあるだろうというふうに思うんですけれども、最初から和解を何とか進めてほしいというのを高裁の裁判長に申し上げられるということなんですけど、それは実際には、例えば審理の状況としては一般的には、地裁でもそうでありましたけれども、ある程度双方の主張が述べられて、大体の主張が終わった段階で和解ということについての色んな協議のテーブルが作られると

というのが一般的な裁判のルールだというふうに思うんですけど、高裁の中では、最初から和解を視野に入れた話し合い、協議の場というのが設定されるという見通しは本当にあるのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

そこが一番の課題というか、不透明な部分というか。今回の控訴で、私どもの意思ははっきりしております。和解に応じてもらいたいと、和解の勧誘を裁判所からお受けをしたいということでお願いをしているわけでございます。訴訟ですから、この点に不満があるよ、この点に不満があるよというのは当然出てくるんですけども、それとまた別の項目で和解の勧誘をお願いしたいと。早期に和解をしたいという意思表示は我々はしていると。なぜそうなのかといいますと、これは全員協議会の中でも申し上げたんですけども、長くなると、裁判とは切り離して今後の、32年以降の問題について協議のテーブルにつきますよという合意はあるわけですけども、やはり和解をしないと、今実際にJFEが負担している額とかは出しにくい部分もあるんじゃないかと。裁判に利用されるということになりますと、それが今までの一審の経過を見ているとそうなんです。JFEさんが、我々が委託した金額以上の負担をしている部分を出してくださいというのを冒頭から申し上げているんですけど、それを出していただけなかったということについては、やはり裁判に影響があるからというようなことを考えますと和解が一番いいなど。

そういうことで、この前も全員協議会でご説明を申し上げましたように、1月8日に、私ほか副管理者、4市長でJFE本社のほうに出向きましてお願いをした内容というのは、要するにテーブルについていただきたいと。実際の協議に入らせていただきたいと、裁判とは別にということでも申し上げましたけれども、和解というのはその後押しになるものだというふうに私は理解をしております。

そういうことで、冒頭おっしゃいました6年数カ月掛かっての結審ということになりました。今回の地裁裁判の中で、事実上の審議は行われていると。新たな証拠とか新たなものは出てこないであろうと私は理解をしております。そういった意味では、高裁の裁判所の方が公正な判断をしていただければ、一審の枠組みから大きく外れることはないだろうと私は思っております。ただ、これ裁判ですから、被告のほうが新たな主張をされるとか、そう

いうことで主張をされれば別なんですけれども、その点について争点が出てきますけれども、事実審は、私はほぼというか、全部終わっているんじゃないかなと。ですから、今回6年4カ月ぐらい掛かりました裁判については、期間は確かに通常4年ぐらいですから、一審が。そういうことからすると、かなり突っ込んだ内容になっているんじゃないかと私は理解をしております、そういった意味では、その新たな部分というのは、事実というのは出てこないんじゃないかなと私は思っております。そういう意味では、6年4カ月は、期間は確かに相当かかりましたが、我々が想定していた4年前後ということからすると確かに期間は掛かりましたけれども、意味は大いにあったんじゃないかというふうに思っております、そういうふうなことで、高裁の裁判官がどういう判断をなされて、これは和解ですよという判断をなされることを期待して、こういう勧試をお願いしたいという控訴の内容になっているということでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

控訴審の進め方として、今回、積み残された23年度、24年度分。それから、25年度から26年度がもう終わりますよね。そこら辺の追加提訴も、この前の全協の中では訴訟代理人はそういうことも視野に入れて控訴審を戦っていくんだというふうなことを言われておりました。そこら辺で、最初から和解を言いながら、追加提訴ということについても視野に入れて、その一定のタイミングで追加提訴もやるということなんですか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

22年度分までが今回の16億数千万円の対象ということになるんですけれども、23年度、24年度についても、一審の中で拡張請求という形でさせていただいているんですけど、要するに損害賠償ですから、損害の額が確定をしませんと、25年も、26年も、27年も、28年も、要するに31年までの分が、その後じゃないと提訴ができないということになります。損害賠償というのはそういうものだと思います。そうしますと、和解で——全員協議会でも申し上げたように、和解でそのルールを決めたいと。ルールを決めたいということで、そうしないと、それが発生するたびに、確定をするたびにいつもいつも訴訟を起こしていくということがずっと続いてしまうと

ということもありまして、今回、和解勧誘をお願いしたいという意味合いの一つには、要するに31年までの分、31年分というのは、もう32年度にならないと確定をしないわけです。それを訴訟を抱えながらずっとやっていくというのは、お互いに余りいい結果を生まないと私は思っておりますので、そういった意味で、今回23、24年分ですか、一定確定をしているという部分について、それを材料にしながら以降の話を決めていったほうがいいんじゃないかと。そこで疑義がお互いに生じないような和解をしたいなという意思で和解勧誘をお願いしたいということを言っているわけでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

それでは、次に進みたいと思いますが、1番と関係をするのですけれども、2番のJFEとの協議の中で管理者も繰り返し述べられておりますが、新聞報道の中でも、JFE側は訴訟は継続するが、問題の早期解決に向けて誠実に対応していきたいというふうなコメントを出されておりますよね。そこで、非常にその捉え方の問題があるんだろうと思うんですけど、2番のJFEとの協議のあり方について、控訴審の中で、瑕疵担保期間以降を含めて全ての懸案解決のためのテーブルを設けるのか。それとも、裁判とは別の形で協議のテーブルを用意するのかということまで質問をさせていただきたいと思いません。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

裁判というのは、我々が直接訴訟に携わるわけじゃなくて、通常は訴訟代理人、弁護士さんを通じて、法廷の場で行われるということになります。

1月8日をお願いをしましたのは、それとは別に控訴、当時はまだ判決が出ておりませんので、その判決の内容については不明だったんですけども、それとは別に協議の場を設けていただきたいと。それについての回答が、新聞コメントもそういう意味合いでコメントされているんだろうなと思えますけれども、一言で言えば真摯に対応しますよと。それは、32年以降の分についても、どういう選択肢が我々自身にあるのか、今の我々の状況では、その選択肢をですね、一般的に言えば新しい炉にするとか、改造をするとか、延命化を図るとか、色んな方法があるんでしょうけれども、そのメリット、

デメリットをそれぞれ社内で検討をしてくださいというお願いもし、それについては、もう既に検討を始めていると。社内的には検討を始めてると。ただ、一定の時間が掛かることは間違いないので、一定の時間が掛かりながら、どういふ方法があるかということで、その中からどれをチョイスするかというのは組合の意思でしょうから、どれがどれだけのリスクをしょっているのかということも含めまして、メリットとデメリットというものを出示していただきたいと。それは、裁判とは別にというようなお願いをしたということでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

今のお話は、1月8日の段階の被告側とのお話の経過だと思うんですけども、実は、相手に対してどういふふうな経費の状況とかなんとかも計算をしてほしいというふうなことを今おっしゃったんだろうと思うんですけど、25年12月10日、裁判長のほうから原告、被告に和解勧告がされて、それに対してJFE側の正式なコメントが書面で裁判所に提出をされているのが、本施設の運転委託契約満了、平成32年3月末以降の対応についてということでJFEの対応が書かれておるんですけど、「本和解、あるいは確定判決後に、改めて原告から、諸条件、継続して運転する期間などを提示いただいた上で被告として検討し」というふうに書いてあります。「検討し」という検討の内容にまで踏み込んで書いてありまして、その検討とは、まず、「原告の要望を確認した上で、被告において、本施設の経年劣化に対応した設備改良工事、長寿命化の費用及び平成32年4月以降の運転に要する費用を算出し、それを原告が検討し、原告と受託条件を協議するという段取りを経ることが必要である」というふうに書いてあります。それと、その中で原告のことについても触れられておりまして、原告における議会对応も念頭に入れると相当の長期間を要するものと予想されるというふうな、JFE側からの和解勧告に対する、こちら側が32年以降の運転契約のことに触れられていないのでという和解に対する回答に対して被告の回答がこれなんですね。ですから、こちら側がそういう色んな条件を提示をしてほしいというふうに言われているわけですが、それも長寿命化を含む大改修計画を含めてということなんですけど、そういうJFEの考え方というのは、1月8日の時点ではこの文書と変わっていないというふうな理解をしいんですか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

変わっているのか変わっていないのかは判断が即座にはできないんですけれども、この前も申し上げたように、判決を受けて新しいステージが始まりますと私は申し上げました。過去は、要するに裁判の途中の和解勧告ですから、そのときには、やはり裁判所の考え方も、ご存じのように和解金額は4億9,000万円から10億1,000万円程度まで非常に幅が広い和解金額が提示をされたということで、そのほかの部分については、どの部分の主張を認めてどの部分についてはだめよとかいうものは明確にはされなかったと思います。今度の判決の中には、明らかに性能が不足していたということは認めていますよね。それは、和解の状態では、和解の勧告といたしますか、裁判所から示された段階ではそれはなかったということでございまして、そのときのJFEさんの話がそのまま今通じるかといいますか、統一的にされているかというのは私どもでは判断できかねるんですけれども、要するに、判決の前に、管理者、副管理者がJFEをご訪問させていただいた理由というのは、判決が出ますと、それぞれ主張が今まであったわけですから、その前のほうがいいなという判断をして10月の末に結審をし、新たな主張がもうできないと、新たな証拠提出もできないという状況の中で、JFEとの協議のテーブルを作りたいという申し出をしたほうが、お互いにより真摯に話ができるんじゃないかなということで、そういうふうな判断をいたしまして1月8日にご訪問させていただいたと。要するに、通常であれば4億9,000万円から10億1,000万円までの範囲、プラスどれくらいかなというような期待はあるんですけれども、あれほど明確に製造者の責任を認めたというのは、私どもは判決を見てある意味期待どおりだったといえれば期待どおりでございまして、JFEさんからいわれると、同じ損害賠償の額なのに10億1,000万円をはるかに超える額になっていたというのは、金額でいうとそうだし、自分たちの主張が認められていないということについてはご不満もあるのかもしれないなという、これは推測の域を出ませんけれども、そういうことは当然そう思われるんじゃないかなということ、これから控訴状が届き、どういう内容になっているかということも含めまして、控訴状にそのまま書いてあるかどうかちょっとわからないものですから、控訴状提出から50日以内とかなんとかになっているみたいですので、そういうことで、そこが一つのポイントになるのかなと。それで、お考えがある程度わかってくるかなというような気持ちはしますけれども。通常、そういう

ものが、通常といっても私も詳しくはないんですけども、半年ぐらい後に本当の公判が1回開かれるということが最初かなというふうに思いますので、そこでどういうご主張になるのか。私どもの主張ははっきりしていますけれども。そういうことで、期待をしながら、不安もありながらですけども、そのときそのときで適切な判断をしていくということが必要だと思います。ただ、ここの組合の設立目的というのを何度も言いますけれども、効率的、安定的というのが最大の目標で、目的でございますので、そこを常に意識しながら、我々はそのたびごとの判断をする必要があるんだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

いずれにしても、運転期間の延長とか、金額の問題を含めてですけど、かなり協議が難航することも視野に入れて、これから話し合いのテーブルにつかれるんだろうというふうに思います。

そうした中には、長寿命化というか、大改修が、この前の全協の中でも、大体、建設費の半分近く掛かるんじゃないのか、大改修工事費用がというふうなことも申されましたけれども、そういうことを含めてJFEと話をしなければいけないと。しかも、全国6カ所にガス化溶融炉があるんですけど、恐らく、ガス化溶融炉のこういう大改修というのは初めてなんだろうと思うんですよね。そこら辺で、どういうふうな費用とか期間が掛かるのかということも、運転しながらのことですから、非常に気になるころではあるんですけど、そこで、3点目の質問に入らせていただきたいと思うんですが、長寿命化ということについては、国等も支援をしてくれるんだろうというふうに思うんですけども、その概要について、改修費用、工事期間、国の支援などについて、わかっている範囲で結構ですから、ご答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

過ぐる全員協議会の席でも申し上げましたように、要するに、この炉を延命化といっても5年延命するのか、15年延命するのかというのは、やり方が全然違うと思います。

今、新しい炉をとということになりますと、その期間的な問題というのも出



てくるということもありますし、その辺の判断材料が今ないですよと私どもはJFEに申し上げてきたと。ですから、それを、どんな方式——方式を変えらるというのも一つの手でしょうし、新しい炉を造るというのも手でしょうし、一番一般的なものは、15年とかそれくらい延命化をします。そうじゃなくて、例えば5年間なり3年間なり延命化をしてというようなことも考えられると思うんですよ。その辺の判断材料になるものを作ってくださいよと、協議のテーブルの場で示していただきたいというお願いをしているということでございます。具体的な仕組み等については、事務局長から答弁させます。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、私のほうから長寿命化計画とは何ぞやというところから少しお話をしたいと思います。

長寿命化計画というのは、最近のストックマネジメントですか、そういう中での一つのごみ処理施設に対する環境省のほうの指針が出ているということでございます。

施設の基幹的設備改良工事という、俗に言う、さっき言われた大規模に改修をして10年なり15年延命化をしますと、そういう部分が施設の基幹的改良工事と呼んでおりますが、これについては交付金をいただける対象になると。条件次第ですけれども、その対象になるということで、その場合の導入の前提として作成する必要があるということでございます。廃棄物処理施設の性能水準を保ちつつ長寿命化を図ると。ライフサイクルコストですね、LCCと言いますけれども、これを低減させるということで、一つには施設の保全計画ですね。日々ある色んな補修なり部品の交換、そういう部分と、もう一つは、長寿命化計画という2つの計画からなっている。長寿命化計画というこの小さな部分が、さっき言った大規模改修の部分に当たります。この本施設に関して長寿命化計画を策定しようと思えば、今、管理者のほうからご説明があったとおり、今、運営、建設をさせていただいているJFE様のほうから、期間であったりとか、一度にやるのかとか、5年ごとにやるのかとか、そういう色んな条件はありますけれども、そういう資料をお願いして、それに基づいて組合のほうで検討するということになろうと思います。

長寿命化に対する国の支援といたしましては、平成22年度からこれは制度化されておりまして、循環型社会形成推進交付金制度というメニューの中の一つということでございます。支援を受けるための要件としましては、単

に施設の延命化だけではなくて、省エネとか発電能力の向上、そういうものでCO<sub>2</sub>をいかに削減するかという部分が一つのラインになっております。通常の3分の1補助をいただこうと思えば、CO<sub>2</sub>を3%以上削減すると。これを、例えば20%以上を削減すれば、その部分については2分の1の補助に上げますよとか、そういうインセンティブを与えるような制度になっております。

あと、改修の費用でございますけれども、これも炉の方式、ストーカなり熔融炉なのか、そういうような炉の方式でも変わりますし、先ほど申しましたように一括なのか、5年ごととか1年ごととか分散するのにも費用が補助対象の範囲も変わります。通常、建設費の30%から40%程度というような一つの全国的な流れはあるようでございますけれども、私が見たところでは、場合によっては50%というところもございました。トン当たり1,000万円から、例えば2,500万円とか、炉の処理規模に応じて、そのようなそれぞれの、するタイミングが15年なのか20年なのかでもまた違います。要は、そのタイミングによって老朽化の度合いも違いますので、そういう部分でございます。

あと、工事の時期につきましては、早くされる場合は10年でされることもございます。ただ、通常であれば15年から20年ぐらいで取り組まれるというようなことかなと思っております。本施設であれば、15年が一つのあれになっておりますので、それが一つのめどかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

計画を策定するのも、JFEさんの色々な協議の中でしかわからないということなんでしょうけど、15年で一応今の炉が終わるわけですけど、どれくらい改修をしなければいけないかどうかということも、これからの話し合いの中で決まっていくことだろうと思うんですけども、この長寿命化計画というのは、いつぐらいまでに策定をしなければ改修計画には間に合わないということになるんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、この長寿命化計画というのは、先ほど管理者からございましたけれども、本組合については、大規模改造をして延命化するのか。または、全国的には例は少ないですけれども、建物を残しながら、中のプラントの方式自体を変えるという例もございます。それは改造みたいなものですが、それと、新しく造り直すというような色んなパターンがございます。そのうちの大規模改造をして延命化はそのまま10年なり15年なり使うという場合に、この長寿命化計画が要ると。

もう1つは、建てかえる場合にも、例えば高効率発電というような補助メニューがございます。これは補助率がちょっと高いんですけども、建てかえる場合にそういうのをやる場合には、こういう長寿命化に関する計画みたいなものを持っていないといけないとか、そういう分はございますので、大きくは延命化をする場合の前提、補助の添付資料ということでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

今3点おっしゃいましたけど、長寿命化改修をするかしないか、ほかの新規の問題を含めて、そういうふうな判断というのが先にくるわけでしょうか。そこは、いつぐらいまでを見越しておられますか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは今、JFE様のほうと、裁判とは別にその部分の検討と技術的な支援を今お願いをしているということでございます。

いずれにしても、本組合でそういう選択をしていくときには、色んなパターンなり、そういう部分のスケジュールとか費用とか、そういうものをお示しをして判断をいただくというようなことが必要だろうと思います。これは、検討の中身というのは、技術的な部分というのは非常にJFE様のほうに負うところが大きいものですから、とにかく早くお願いをしたいということで、今、向こうの担当の方には協議をしているというところでございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。時間の関係もありますので、先に進めさせていただきたいと思っております。

4点目の瑕疵担保期間以降の枠組みについてということで、現在の構成4市の組合から、それぞれの構成市が脱退することの可能性についてということで質問を上げさせていただきました。

今、話をしている色々な協議とか、こういう議会の中での話を含めてですけども、その大前提は、今の構成市が変わらないということが前提になっているんじゃないかなというふうな思いもありますので、もし途中で、いわゆる1抜け2抜けみたいになってしまうと、今の議論の前提が全く崩れてしまうというようなこともあるだろうというふうに思うので、現在の状況の中において、構成4市がこの環境組合から離脱をするとかいうようなことがあるのかないのか、可能性として。今日は4市の市長さん、副管理者もお見えでありますから、できれば今の率直なお考えを聞かせていただければというふうに思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

先ほどの大規模改修の方式とかなんとかについてですけども、要するに32年以降のコストも、当然1t当たり幾らぐらいのコストが掛かるかとか、そういうふうな総合的な判断をして、どういう選択肢を我々がとるかということが一番大事なことだと。そのための材料をJFE側に検討資料として作っていただきたいと。それには、メリットとかデメリットとかリスクもあるでしょうから、そういうものについて提示をいただきたいというお願いをしているということでご理解を賜りたいと思います。

それから、組合の問題ですけども、今4市で運営をしておりますけれども、これは平成11年4月に、当時は2市15町で発足をした組合でございます。今、目的は、ご存じのようにごみ処理施設ということでございます。今、こういう状況の中で、私はここに組合の管理者として立っておりますので、そういう部分についての答弁は各議会で、市議会ということであればそれぞれの思いを言われることもあるんじゃないかと思いますが、この場でそういうことは差し控えたほうがいいんじゃないかと思ったり、非常に問題を抱えて裁判までやっているという状況の中。そしてまた、32年以降のことをどうするかということも踏まえますと、非常に厳しいお話だろうとは思いますが、思いというのは、この場ではなくて各市議会でお願ひしたほうがよろしいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。じゃ、前回というか平成23年2月の定例議会だと思っ  
ますが、その中で、南島原市の、現在この環境組合に入っていない部分のこ  
とについて、どうするのかという質問が出されております。それで、方向性  
としては、平成32年度以降については南島原市の意向とされれば共同処理  
をしたいというふうなことで計画書に上がっていますというふうな答弁がな  
されているわけですがけれども、それは、平成32年度以降は、南島原市もこ  
の構成の中に全て入ってくるということなんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

多分、平成32年というのは、県の広域化計画の中の備考に書いてある部  
分かなと思います。これは、たしか平成11年かそのころに作られまして2  
0年の計画ということで、平成20年7月に改定をされております。それま  
では、平成31年までにそれを1つにするような計画でございました。その  
改定後は、31年まではそれぞれ、大村市は県央県南ブロックでございま  
すので、当組合と大村市の清掃センター、それに南有馬のクリーンセンター、  
この3炉で31年まではいくんだという計画に変わっております。それ以降  
は、クリーンセンターの分については県央県南広域環境組合のほうで処理す  
るような、そういうものも含めて検討をするというような、それは備考欄で  
ございまして、そういうような部分でございしますので、いずれにしても今か  
らかなというふうに考えております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

わかりました。それでは、次に行きます。

5点目の、今日の議案の中とも関係してくる問題だとは思いますが、財  
政調整基金とごみ処理建設基金の積み立て目的及び目標額、その用途につい  
てご答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

基金に関するご質問でございます。

まず、財政調整基金の目的でございますけれども、これは財政調整基金の条例第1条におきまして、地方財政法の規定に基づいて災害により生じた経費の財源、その他緊急を要する場合、または必要やむを得ない財政需要に充てる財源に充てるということで設置をしているということでございます。

また、目標額につきましては、今ありますけれども、具体的に額を幾らまでというようなことはこの中では定めておりませんで、ときどきの情勢、それと将来的な部分も含めてそれは考えていくべきだろうというふうに思います。

次に、ごみ処理施設建設基金でございますけれども、この基金も条例で規定をしておりますので、ごみ処理施設の建設に必要な財源を確保しその資金に充てるということが目的でございます。

ここの基金の積み立てについては、平成26年で、本年度でございますけれども、約8,000万円の積み立てをいたしました。平成27年度の当初予算案につきましても、1億円の積み立てを今お願いしようということで計上させていただいております。

先ほどから、縷々、32年以降の分で、どういう選択になるにしてもまた大きなお金が要するというようなこともございますので、そういう部分を、現時点では見えないわけですが、それに対して備えをしているということでございます。用途につきましては、それぞれ目的に合わせて使っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

前回の全協の中で、事務局長が、各構成市の分担金については2015年、来年度までは現状のままでいけるんじゃないかということでご答弁がありました。それ以降のことについては、この基金の積み立てとの関係も若干あるのだろうと思うんですけども、どういう見通しをお持ちでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

先ほども申しましたけれども、本当にどういう選択をするかによっても、必要な基金というのは、多分この施設を建てたときには、まだ運営はそれぞ

れでございましたので、組合というのは建設だけの分の一財といいますか、起債と補助金を除いた一財だけで、ある程度その辺を手当てしながら考えていけばよかったのかなと思います。

ただ、例えば今回の場合は、運営をしながら、ごみ処理をしながら、なおかつ大規模改修なり、改造なり、建設なりという部分をプラスアルファでしていかなければいけないと。そういう状況でございますので、前回は、例を申しますと、総事業費で232億円建設に掛かっております。これは全てを入れてです。そのときに、一財として約41億円を必要としていると、起債と補助金を除いてですね。前回はそういう状況でございます。一番必要なのは、多分建てかえる場合が一番あれだと思えますけれども、そういう部分を考えながら考えていきたいと思っております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

ありがとうございました。それでは、次に行きます。

市民への広報活動の強化についてということで、広報誌を発行する計画はないか、ホームページの充実を図る考えはないかということについてご質問いたします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

組合では、これまで広報誌の発行の実績はございませんけれども、大型連休や年末年始の臨時のごみの受け入れ、また、余熱利用施設の休館日と、特に市民の生活に深い関係がある分についてはお知らせを、各紙の広報誌を通じて今やらせていただいております。県内の一部事務組合で独自に広報誌を発行しているというのはまだ聞いたことはございませんけれども、ホームページに関しましては平成17年4月に開設をしております、今、色んなものを載せております。アクセス状況については、今、月間1,050回程度でございます。それに、本年からホームページに新着情報として組合議会の開催のお知らせとか、一般質問に関する情報も今載せさせていただいているという状況でございます。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

今回この質問は、裁判が一つはやっぱり大きな節目を迎えたということだろうと思うんです。控訴審をやるのかどうかということを含めてですね。そのことを考えたときに、控訴に至った経過とか——確かに、一番最初の質問の中で、市民からの反応は余りなかったということなんですけど、関心は私は高いだろうと思うんですよ。だからそういう意味では、やっぱりなぜ控訴をしたのか、そして、これからの見通しとかを含めて、市民の方々にきちんと知らせるべきではないかと。例えば、私は諫早市の出身でございますけれども、その諫早市の広報誌の中に、1ページとか2ページ、ここの組合の広報誌を差し込んでいただいて、こういうことで今、裁判の状況がありますとか、あるいはごみ処理経費が市民1人当たりどれくらい掛かっていますとか、あるいはごみ減量をどういうふうに進めるかとか、そういう協力依頼とかを含めて、ぜひホームページの充実を含めて考えていただきたいなというふうに思っておりますので、そこら辺で答弁があれば。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この件については、控訴という選択をさせていただいて、今まだ裁判が継続をしているということでございまして、現時点では、その辺の話というのは新聞報道以上の分はお知らせ、説明できる部分もございません。

ホームページなり、そういうごみに関する情報というのは、色々検討してみたいなと思っております。

○議長（村川喜信君）

田添議員。

○5番（田添政継君）

以上で私の質問を終わりたいと思うんですけれども、また冒頭に戻りますが、管理者は、非常に高裁の中では手綱さばきということをおっしゃいました。非常にそういうものを私自身も重く受けとめているわけです。ぜひ一体となって、この裁判の勝訴に向けて頑張らなければいけないというふうに思っております。

今回から、私たちの質問の時間が議員割り当て30分から、答弁を含めて60分ということになりました。そういう意味で非常に時計を気にしながらの質問ではあったんですけれども、これで私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（村川喜信君）



一般質問を保留し、しばらく休憩します。11時15分から再開します。  
(午前11時05分 休憩)  
(午前11時15分 再開)

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。  
次に、8番平野議員。

○8番（平野利和君）

おはようございます。雲仙市の平野です。お許しをいただきましたので質問に入ります。

前回も市民の皆様から要望を受けましたので質問いたしましたが、今回も要望がありましたので質問させていただきます。

可燃ごみについて質問でございますが、質問の内容に関係しますので、収集から支払いまでの流れをまずお尋ねいたします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ごみ手数料の件でございます。当組合におきましては、ごみを搬入される方の利便性の向上、それから、迅速な搬入ができること、また、組合の事務の効率化という点から、施設稼働当初より自動計量システムというものを導入いたしております。直接搬入される方につきましては、一般的には入場の際に操作ポストでごみの区分と地域を選択していただき、計量カードを持って搬入していただきます。許可業者の方で事前に当組合に登録をされ、専用の計量カードをお持ちであれば、専用カードで搬入をしていただきます。ごみをおろされた後は、自動料金徴収機にカードを挿入などいたしまして、表示された手数料をお支払いいただいているところでございます。

また、機械の操作に迷われる場合等に備えまして、操作ポストや料金徴収機と事務所との間で通話が可能と、連絡ができるということになっておりまして、迅速な対応に努めているところでございます。

今後とも、搬入される皆様には親切、丁寧な対応と効率的な事務処理を心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

ありがとうございます。

持ち込んだ可燃ごみの支払いは、市民の方は個人個人で支払うのが当たり前だと考えておりますが、業者さんが持ち込む場合、重さを測り、現金で支払いをしないとイケないということになっているようでありますが、間違いございませんでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

間違いございません。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

先ほど管理者のほうから、登録業者さんはカードを差し込んでというような話がありましたけれども、市民の皆さんから意見をちょうだいしたことは、今の時代、現金支払いは古いのではないのかと、振り込みなど1カ月ごとの支払いにできないのかなという要望がありましたのでお尋ねしたところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

後納によるごみ処理手数料の徴収、そういうことができないかというお尋ねであろうと思います。

本組合におきましては、ごみ処理手数料は今お話があったように、市民の方でも許可業者の方でも一般の事業者でみずから持ち込まれると、そういう方も含めまして自動料金徴収機にて現金で機械に出てきた額を払っていただくということでお願いをしております。

このうち、頻繁に何回も利用される方の分が多分、現金は少し手間といたしますか、そういうことでというようなお話だろうと思いますけれども、これを後納という方法も今、新たに事務として追加するということになりますと、今その日で実際に計量した分、収納金と実際の現金がほぼ一致いたしますので、その日で終わっているわけですがけれども、これに新たに手数料のそういう管理をしますし、あと請求を月1なりやっていると、それと実際に請求をした分を今度、収納の消し込みとかですね、そういう事務が新たに発生してくるものというふうに思っております。それと、これは後納ということ、今

は現金ですので未収金というのではないんですけども、後納にいたしますと未収金という恐れがあるということで、そういうリスクに対する分と、そういう徴収事務も新たに出てくるというようなことでございます。

それともう1つありますのは、今、自動現金精算機では領収証しか出てきりません。要は、そこで即日決済ということなので、そういうことなんですけれども、後納ということであれば、そういう納品書的なものが今は出てこないということでございます。

現時点、後納による手数料の徴収の事務を追加するという点については、少し課題が多いのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

平野議員。

**○8番（平野利和君）**

色んな事務手数料が多くなるというような答弁ですけれども、市民の皆さんが喜んでいただけるのであれば、それはするべきだと私は思っております。一人一人、個人の市民の皆さんが持ち込んで、それは1回、何回来られるかわかりませんが、それはやっぱり現金で支払っていただくというのが当たり前かなと思うんですが、業者さんたちにおいては、私はやっぱり後から請求書なり、そういうあれでもらったほうがいいのかなという思いがいたすんです。

私もサラリーマン時代、議員にならせてもらう前の時代、経験はしております。会社から毎回支払う金を出してもらって、支払ったお釣りを会社に戻します。事務業務で申すと、相当伝票処理が大変のようで、社員にお金を持たせないといけない。今の時代、社員に現金を持たせることはいかなるものかなということをおもいますので、そこら辺のことは今どう思われますか。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

ここで頻繁にお持ちいただく許可事業者の登録をさせていただいている方には、先ほど管理者のほうからも専用カードを交付しているということでございます。これは搬入時に、通常であれば地域とか、色んなごみの選択をしたりとか、そういうような搬入時も実は手間が掛かるわけですね。その選択をしたりとか、カードをしたり等あるんですけども、登録の事業者さんに限ってそれを軽減したいということで、来て、交付したカードをかざしていた

できればすぐ入れると、操作をしなくて入れるというようなことで、一定、搬入の場合はそういう便宜を今図らせていただいているということでございます。

今、E d yとか、S u i c aとか、色んなカードがあったり、電子マネーとかございますので、そういうようなことができないのかなということでご質問いただいて、まだ途中ではございますけれども、調べてはおりますけれども、一番少しひっかかっているのが、この組合を始めるときに、自動精算機というようなことで、そういう事務の効率化と、そういうことを絡めて、そういうことで始められているというのが1つと、さっき申しましたシステム的なものの問題、それとあと、この分、後納した場合に、例えば、請求書だけでも郵送料とか、そういう部分でもございます。新たに費用が発生する分もあるわけですが、これによって収入が上がるわけではない。この費用をどういうふうにするかなということでございまして、例えば、クレジットでする場合も、我々組合のほうの手数料を払うような格好になるのかなということ考えておまして、プリペイド方式で、何かいいシステムがないかなということ今色々検討しているんですけれども、まだそういうところは見つけていないということでございます。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

今の答弁、私は本当納得できないんですが、市民の皆さんが中心なのか、事務、この組合が中心なのかという考えが、今、答弁聞いて私は納得できないんですが、もしそれなりにそういう、何ですか、J RはS u i c aとか今はそういうふうになっています、時代が。そういうふうになっている時代なのに、現金で絶対支払ってくださいというようなことはちょっと時代おくれじゃないのかなと私は思うんですが、またお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この問題は、ちょっと繰り返しになりますけれども、今システム的なものもございます。そういう部分に対応しようと思えば、個別のカスタマイズということで、そういう経費もございます。すぐに結論を出せるような話ではございませんけれども、システムが今10年でございます。この施設の15年というのが一つ契機になっていますけれども、そのころなり、そのシステ

ムを変換するような時期は必ず来ますので、そういう場合に今ご指摘いただいた分を含めて検討させていただけないかなというふうに考えております。

○議長（村川喜信君）

平野議員。

○8番（平野利和君）

わかりました。じゃ、とにかく市民の便宜ということを考えていただいてこれから検討していただけるということですので、これで終わります。よろしく願いいたします。

○議長（村川喜信君）

次に、3番千住議員。

○3番（千住良治君）

議席番号3番、諫早市の千住でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今回の一般質問の通告後ではありますけれども、諫早市議会にて取り組んでおります市民の皆様への議会報告会を先日2日間、市内6か所で開催をいたしました。私が出席しました2か所はもちろんのこと、それぞれの会場において、この処理施設、クリーンセンターに関する質問や意見が多く出ておりました。また、その議会報告会だけでなく、直接お電話をいただいたり、多くの方とお話する中で、このクリーンセンターのことが話題に上がります。市民の皆さんの関心度といいますか、注目が高いことが非常によくわかるわけでございます。今後のごみ処理に関する心配と同時に、我々議員や組合、また当時の管理者や体制に対しまして、市民の皆さんの不満がたくさんあるなというふうに感じたところでございます。

私がこの組合に関して今取り組まなければならない問題は大きく3つあると考えております。1つは、もちろん裁判のこと。2つ目は変更覚書による損害について。3つ目は瑕疵担保終了後のごみ処理の方法といいますか、になると思います。実は昨年も同じような質問をさせていただきましたけれども、地裁の判決が出まして、新たなステージに移るといったところで、また同じような質問になりますけれども、させていただきたいなというふうに思っております。先ほど田添議員のほうからもありましたので割愛するところもあると思いますが、よろしくお願い致します。

まず1番、裁判の今後の行方についてということなんですけど、①にしましては先ほど田添議員のほうからも質問ありましたので、1番は割愛させていただきますまして、2番に移ります。

今後、J F Eとの信頼関係を構築するといったところで、先日行われました臨時組合議会前の全員協議会におきまして管理者から今後の裁判についての説明、あるいはJ F Eとのやりとりについての報告がなされたと思います。その中で管理者から、今後J F Eとの関係を築いていきたいというようなお言葉があったかと思います。そのJ F Eとの信頼関係をどのように構築されていかれるのかというのをお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

J F Eとの信頼関係の構築でございますけれども、先日開催をされました組合議会の全員協議会におきましてもご説明をいたしましたけれども、去る1月8日、正副の管理者、4市の市長でございますけれども、そろってJ F E本社のほうにお訪ねをいたしました。J F Eに対しましては、申し上げておりますけれども、地裁の判決の結果にかかわらず、裁判とは切り離して施設の今後のあり方について最善の選択ができるよう技術的な協力をお願いしたいということでございます。そのためには信頼関係の構築というものが重要だということもありまして、控訴状の中に和解の件を書かせていただいております。これに対しましてJ F Eからは、構成市長の全員がそろっておいでをいただいたことを重く受けとめますよと。J F Eとしても全面的に協力をさせてもらいたいというお話がありました。過去の経過は経過として、これから新しい関係を築いていくための第一歩にはなったものというふうに思っております。既にJ F E側は技術的な、社内的な検討を始めているという言葉もいただいております。そういったことを一つ一つ重ねまして、J F Eとの信頼関係の構築に努めていきたいというふうに思います。

これまでの経過等を見ても、第一審の経過等を見ても、この炉にJ F Eが私どもから支払っている委託料のほかにどれくらい負担をしているのかというのは明示をしていただいておりますけれども、そういうことが和解というものを通じて明示をしていただければ一つの判断材料になりますし、技術的な部分というのは、やはりJ F Eさんのパテントみたいなところもたくさんあると思いますので、そこについての公開ということはJ F Eにしかわからない部分というものも非常に多いと思います。我々が最良の選択をするための材料を与えていただきたいというのが趣旨でございますので、そういうことで信頼関係の構築に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

今、ご説明ありましたように、1月8日に管理者がそろわれて本社のほうへ出向かれたといった中身でご説明があったかと思うんですが、その全員協議会の中でもお聞きしたときに、本施設の当初のトラブルについての謝罪があった上で、瑕疵担保期間が切れる平成32年以降もJFEが全面的に協力をしますよというお言葉をいただいたといったことの、今後について一定の成果があったと思いますというようなご説明がありました。お聞きしたときは、一瞬、ああよかったなというふうには思ったんですけども、実際我々はその場にいたわけではございませんので、今、お話を聞きしたところの中身の全てを理解しているわけではございませんので、そこで、そのときのJFEとの本社でありましたやりとりといたしますか、そういったものを記録として皆さんに提示するというような方法はないんでしょうかね。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

どういう会話があったかというのはお話をしているんですけども、一言一句を記録しているわけではございませんし、相手がある話なので相手の理解も得ないといけないというのが一般的だと思いますので、その辺については、どういう形でというか、ここの議会というのは公式の場ですから、誤った理解を我々がしているということ以外については、そういうことはないはずなので、どういうふうな会話があったということについてはお話しをずっとしているつもりしております。議事録をとるようなものではなかったというふうに思いますので、冒頭のお話もそうでございますし、そういうことでご信頼いただければありがたいなというふうに思います。

その辺については、公開を前提としていると、実は行くこと自体も、やはり話題になり過ぎても向こう様に迷惑をかけるんじゃないかなということもありまして、10月の末ですか、まず事務局長に打診をさせまして、向こうにいきなりお伺いしても相手方のほうが体制がとれないということではまずいので、そういうお願いをしながら、ようやく1月8日だったら4市長が、管理者、副管理者で、私は私自身で1人で行くことは避けたいなと思っていました。ぜひ副管理者にもご同行いただきたいというお願いをし、1月8日

だったら何とかなるということもあって、向こうに打診をしたということでございます。何かこういう話はなかったのかというお尋ねをいただければ、ご答弁ができるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

先ほどからの田添議員の質問の中でもありました延命化の検討にプロジェクトチームといいますか、社内で延命化に伴うプロジェクトチームを作って検討に入っているというようなお言葉があったと思うんですけども、大体いつぐらいまでにその報告が出るみたいな形のお話はあったのでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

いつまでということはありません。既に社内的な検討に入っているというお話はありましたけれども、それは今からの話で、今も事務レベルの協議は続いておりますので、その話の中でどれくらいその期間ができるのかというのが出てくるんだろうというふうに思います。足かせといいますか、そういう部分になっているのは、裁判を継続していると和解がどうなるかということもそのスピードにも関係してくるのかなというふうには思って、切り離すというお言葉をいただいているんですけども、切り離すにしても、和解ができたほうが切り離しやすいのかなというのには思っておりますけれども、そういうことで、もう少し期間を見て、向こうの被告側の控訴状もまだ手に入っておりませんし、どういう主張をされる予定なのかということも裁判の場がまだ1回も開かれていないのでわかりませんが、早急にというお願いはしています。当然ながら、平成32年という一定のリミットがあるということは双方理解の上でございますし、私からも平成32年以降のやり方といいますか、いうことを検討するために圏域のごみといいますか、それを効率的、しかも安定的に処理するための方策を考えたいという意思表示は当然しておりますので、そういうお話もさせていただきましたので、当然そういうことを前提にしながらの協議が進んでいくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）



千住議員。

○3番（千住良治君）

今後、これを第一歩として進んでいくことを本当期待をしているところでございます。

続きまして、裁判を当初起こしたときの目的と、現在の状況において、目的が大分変わってきたように私は感じるんですけども、裁判当初の目的と現在の状況においての目的というのをお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

裁判の過ぐる経過ということでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

組合が訴訟を提起するに至った理由というのは、議事録等で確認をいたしましたけれども、平成17年度から平成19年度の3年分ですね、これを20年度に超過分等の負担の精算に関して会社側と協議をしたということでございます。ただ、そのときはお互いの主張が相入れない状況が続いたということで、超過経費分について損害賠償の求めを起こしたということであろうと思います。

現在の状況は、地裁、今回、控訴もさせていただいたのは、長崎地裁で示されていない平成23年度以降の瑕疵担保期間までの精算のルールですね、方法と、あとは32年度以降の施設のあり方について課題がございますので、この分を高等裁判所において早期に和解というような格好でできればというのが組合の思いでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

最初は超過分の経費についてからスタートして、今回出なかった23年以降のルールづくりと、あと32年4月以降の運転の契約についてのほうにだんだん重きが来ているのかなというふうには思っております。

JFE側も控訴しまして、次のステージ、高裁に移るんですけども、JFE側が控訴したとなると、JFE側は変更覚書を全面にやっぴりまた出てくると思うんですけども、実際その変更覚書を全面に出してくるときの対応といいますか、その見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

J F Eの控訴状を見ていない段階ですから、どういうものを主張してこられるかはわかりません。控訴状自体は私どもの控訴状でもやはり控訴をするための論点というのは書きますから、それは私どもの控訴状でもそうでございますし、ただ、3番目に和解の勧誘をお願いしたいということを行っているということでございまして、ただいまのご質問は想定された質問でございますので、今ここで私が申し上げることは差し控えたほうがよろしいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

わかりました。それでは、次の大きな項目に移りますが、変更覚書による市民への影響についてということでお聞きしたいと思います。

地裁判決の中で変更覚書が採用されている部分がございます。そうすると、その変更覚書があることによって、瑕疵担保期間、15年間ありますけれども、その中の損害額、影響額は総額幾らぐらいと予想をされてますでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、瑕疵担保期間の影響の損害額、これは定額、主意的説明、その覚書に比べてというご質問かなと思います。今回の地裁の判決につきましては、用役費等の損害賠償額の算定につきましては、組合が主張しておりました定額覚書による損害額の具体的な判断は行われておりません。組合が訴訟上で請求しました用役費に係る超過経費というのは、覚書で平成17年から22年までの6年間であれば約28億8,000万円でございます。これを変更覚書でも算定して請求しておりますけれども、これも約28億円と、同じぐらい。私どもの主張というのは変更覚書も覚書も、要は両建てで同じスタンスで作られたものだという主張をしたところでございます。判決における6年間の算定額というのは、約14億4,000万円でございますので、今、約半分程度ということでございます。これは変更覚書に基づく地裁判決は賠償

額でございますので、それが約半分、覚書でも今、半分程度ということですがけれども、ただ、これ、覚書ですね、元々基礎になっておりますのは平成14年10月ですか、出されました入札時の経費内訳書に前提条件、それがベースになっているものと思っておりますけれども、その中にも前提条件として基準ごみであること、年間ごみ処理量が8万665tであるという前提条件が示されております。また、覚書の中にも、ごみ質やごみ量が計画事項と異なる場合の不可抗力事項とか、あとは物価上昇時の上乘せ規定とか、維持補修費に関する協議事項みたいなもの、要は裁判で、今回、変更覚書で色んな判断をいただいたわけですがけれども、それと同じような判断をしていただかないと、多分、そのままというわけではいかないでしょうから、そういう部分の判断は今度の裁判では全くされていないということでございますので、覚書との損害がどのどの部分については今お答えできる分を持っておりません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

必要経費の部分でオーバーしている部分というのは年間大体出ているわけでございますので、例えば平均していきますと、15年ぐらいでトータルすれば60億円ぐらいになるのかなと、ざっと計算するとですね。その中で、実際JFEが払う部分が出てくるかとは思いますがけれども、その後、安価ではございませんので、それを4市の市民の皆さんへどう説明して理解を求めて負担をいただくのか、どういったことを組合としてお考えなのかをお尋ねします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

先ほど答弁させていただいたように、覚書に基づいて幾らになるというのが、要は色んな不確定要素がございますので、その分について判断をしていただければ、例えば、6年間で幾らとか、そういう部分がございます。ただ、現時点、それはもう裁判の中では判断をされておられませんので、それが損害額がどの、幾らというのは私どもではご答弁できませんし、その分については別途、例えば、裁判をするとか、それで判断がいただけるということであれば、そういうことが額が出てくるものと思っております。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

額が出てくる、正確な額が出てお知らせするというのも一つの方法かとは思いますが、次の質問とちょっと関連するんですけども、平成32年4月以降の運転について、さまざまなパターンが考えられると思うんですけども、実際、昨年度ご質問したときには、まだ新たな炉の建設の可能性もあるというようなお話もあったと思うんですけども、今、実際に新たな炉の建設というのは非常に、平成32年までにはまず無理と、まず間に合わないというふうに思うんですけども、そのときに、建設が間に合わない中で延命化しかないと。その中でも、先ほど話にありました、改修、改造、あるいは建てかえといった方法があると思うんですけども、そういった複数あるシミュレーションの中で、JFEとの契約も含めた形で、どんなふうにパターンを考えられているのか。それと、その中で非常に、一番困るといいますか、最悪のパターンについての今の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

平成32年4月以降予想される最悪のシナリオということのご質問でございます。

今、ご指摘がありましたように、選択肢としては、このまま大規模改造して、例えば、15年、そのまま延命化して使うというパターン、それと、例は少ないですけども、建物は残して中のプラント部分だけを改造すると、別の方式も含めてですね、そういう改造の方式、それと別に新しく建てるという、大きくは3つのパターンがございます。どれを排除したということは現時点ございません。とにかくJFE様のほうには、この3つを我々としては比較したい、そのスケジュールも含めて、今ご指摘ございましたけれども、スケジュールも含めて、そういうものの比較材料を検討したいんだという、その検討の土台の資料を技術的に支援をさせていただくということでございます。その比較の結果、あとはスケジュールもございまして、費用の問題、いかに費用を安く、いい選択をしていくかという部分が一番大切かなと思っております。最悪というのは、その費用もでございますけれども、このごみ処理が安定的にできないというパターンは、それもう避けなければいけないと思っております。いずれにしても、今後の検討の結果かなというふうに

は思っているところでございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

あらゆる可能性があるとは思いますが、実際、延命化に係る費用というのはまだ正直わからないといった部分は当然だとは思いますが、実際のところ、予想されるごみ処理の運転経費は、ある程度のところが多分出ると思うんですよね。過去にも出ておりました、徳島でのほかの、他施設に関する1 t当たりの処理費用が大体どれくらいになるのかとかいうのもあると思うんですが、実際そのあたりを各市の市民の方に、平成32年以降、非常に心配をされているところなんですよ。ですので、実際そのあたりを早目に皆さんにお知らせをするといいますか、提示して説明をする必要があるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

平成32年以降の話ですが、32年以降にどういうチョイスが今からできるのかと、その検討資料も今お願いをしているところなんですよ。色んな方式といいますか、色んなやり方があると思います。例えば、15年の瑕疵担保期間前からも改造工事に入りますよという選択肢もあることはあると思います。そのためにはどういう炉の状況がどういうものでどういう問題点があるのか、どういう方式があるのかということもJFEさんしかこれはできないというふうに思います。運転も当然JFEしかできないんですよ。そういう状況の中でございますので、今の段階でどういうふうなチョイスを組合がするほうが最善の策なんですよというものが無いし、その経費がどれくらい掛かるんですよというのもないと。一般的に言われている徳島の話がされましたけれども、徳島が3万5,000円ぐらいですか、たしか、トン当たり。とかありますし、JFEさん自体も色んな炉を持っていますよね、スーパーストーカ方式もありますし、シャフトもありますし、ガス化溶融炉は6か所だけですけれども、そういう色んな方式をお持ちで、技術的には日本の最先端を行っているんじゃないかと思えますから、最先端のレベルにあると思えますから、そういう中で一定の判断材料を与えていただき、その中で我々が選択をしていくというのが一番よろしいのではないかなと。この前も全員協議会の中で申し上げましたように、仮にほかのメーカー

の炉になっても協力はしますということもいただきましたので、そういう協議を信頼関係の構築ということで先ほど申し上げましたけれども、それに向かって裁判というものを一定、和解のほうでできれば、その方面も信頼関係もより増していくんじゃないかというような判断をしているというところでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

私自身、瑕疵担保期間が切れた平成32年4月以降、このままいきますと、JFEとの運転契約がJFE主導の元、高額になるんじゃないかと大変心配をしておるところです。JFEが社会的企業責任を真摯に受けとめているのであればいいと思うんですけども、実際、変更覚書がある以上、責任はこちら側にもあると見ているんじゃないかなと思っています。だからこそ控訴して今後も争うのかなというふうに思っております。企業としては少しでも損害を減らして、その後、利益を得たいと考えるのが普通だというふうに思います。そうすると、高額での契約となることは可能性がゼロではないと言えるんじゃないかなと思います。負担するのが4市の市民になります。現在、各市のごみ袋が1枚当たり、一番大きいもので20円から25円です。実際、それが4倍、5倍となっていくようなことも考えられるんじゃないかなと思っています。そのときになって市民に説明して理解を求めるのではなくて、今の現状、現状をその都度状況を報告しながら、できる限りの情報を発信して、例えば、ごみの減量化を含めて、広く広報していく必要があると思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

今の状況についてはご理解をいただいているんじゃないかなと思います。これから節目節目が幾つも出てくるんじゃないかなと思います。平成32年といいますと、あと5年ぐらいですけども、実質的には時間は非常に少ないという中でのチョイスをしていくということになります。選択権は我々にあると私は思っておりますけれども、そのときにそういう状況、今おっしゃられるようなものは起こり得ないようにせんといかんというふうに思っているだけでございまして、事態の進展に合わせまして最善の方法をとっていき

たいというふうなことしか今の段階では申し上げられないということでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

なかなか答弁が難しいですね。

では、最後になりますけど、4番のごみ処理広域化計画についてということで、先ほど田添議員のほうからもありましたが、まとめてですね。実は、昨日、ちょうど長崎新聞のほうに南有馬のクリーンセンターの件が載っておりました。国際記念物遺跡会議、イコモスの答申が出て、県と南島原市が協議した結果、クリーンセンターは近い将来に移転させることで合意したというふうな記事が載っておりましたが、このあたりについて組合の中でお話とかはあっているんでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、その記事というか、その事実についてはまだ承知しておりません。今までの分で、南島原市の担当の方とそういうお話をした経緯、要は、今後どうするかというのは何回かございますけれども、いずれにしても、この施設がどうなるかというのがまだ今まで見えておりませんので、具体的な話はしておりません。なっていないというのが正直なところでございます。

今後、この選択、色んな資料が出てくる中で協議をしていくものというふうに思っておりますし、主体的には南島原市のほうでどういうふうな判断をされるかというのもあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

千住議員。

○3番（千住良治君）

ここに副管理者もおられるんですけども、そのあたりはお聞きできないんですかね。

○議長（村川喜信君）

副管理者、それは南島原市の事情であって、この場では答弁は……。ご理解できますか。

○3番（千住良治君）

はい、わかりました。

どちらにしろ、4市の市民の方にもっと情報を発信しながら、今後どうなっていくのかと大変心配をされておりますので、組合が発信できなければ、4市と協力をしながら発信をずっとすべきだというふうに思っておりますので、ホームページ等も含めて、情報の発信を今後強くお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村川喜信君）

次に、1番永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

島原の永尾でございます。3番議員、5番議員の方がほとんど私の質問を聞いてしまいましたので、確認の意味になりますけれども、ただ、全員協議会でも申したとおり、私たち議員というのは、このごみ処理に関する費用をいかに安くして市民に提供するかというのが一番の仕事だろうということで質問をさせていただきますが、再度確認の意味で4項目上げておりますので、ご答弁だけをお願いしたいというふうに思っております。

1番目ですけれども、本組合の控訴の理由について、再度答弁をお願いします。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

控訴の理由ですけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、2月3日に控訴状がお手元にあると思っておりますので、地裁のほうに提出をさせていただきました。その中で、控訴の理由の詳細については、2番目にありますけれども、控訴理由書において後ほど主張をするということになっております。ただ、3つ目の項目に、控訴審の審理方法ということで和解による解決を強く求めるので、第1回期日から和解勧誘をされたいということを明記しているということでございます。そういうことで今控訴しておりますけれども、通常、控訴するためには、その原判決といいますか、長崎地裁の判決にこの分が不服ですよということを申し上げる必要があります。JFEさんがどういう控訴状を提出されているかというのは今わからないものですから、その辺も踏まえまして、今後の対応に支障がないような和解をしたいという意思表示はしておりますけれども、その辺を踏まえた上での控訴の理由にな



るものというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

先ほど聞いたとおりでございますけれども、2番目のJFEについてはまだわからないということですが、これは組合側の控訴理由としては今おっしゃったように、和解を前提とした形で控訴されているということですが、これは向こうに伝わっているんでしょうね、既に。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

この議会は公開で行っておりますので、当然その部分についての情報は、ここにもJFEの社員はいるはずですから、当然伝わっているものというふうに理解をしております。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

最初の部分に戻りますけれども、前回の全員協議会をするに当たって、弁護士、代理人が出席をされました。その中で、代理人はどうも地裁の判決等についてはご不満があるようなご答弁がありましたし、組合としては和解をしていくということで手綱を締めなければいけないかなというご発言もありましたけれども、代理人と当組合の考えの隔たりというのはございませんか。

○議長（村川喜信君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

それはないものと。要するに、代理人は法廷の場で争っています。ですから感情の問題もあるかとは思いますが、それは私ども、原告といいますか、代理をお願いした者の意思を酌んで、それで弁護を展開するというのが一般的というか、当たり前のことなので、そういう原告者の意思というものを強く伝えておりますし、訴状もそういうふうになっていると私は理解していますから、そこにそごはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

わかりました。

もう1つは、今裁判、控訴の中でルールづくりをすると、要するに今後の金額についてのルールづくりをするということと、それからもう1つは、17億円ぐらいの今回の控訴の金額そのままだと思うんですが、その和解に入ったときに減額をされたりとかという、そういう方向というのも考えられるのか、私はちょっと素人でわかりませんので、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

和解ですから色々なケースが考えられると思います。この分はこちらが負担するから、この分はこうしてくれないかということも出てくるかもしれませんが、第一審の判決が基礎となって和解ができるものと私は思っておりますけれども、それから大きく外れるというような主張を、JFEさんがどういう主張をされるか、要するに、性能発注というやり方についての、それと実際に稼働をした平成17年以降の最初の3年間ぐらいが経費が非常に多いんですけれども、それとか、大規模改修といいますか、改良工事を行いましたけれども、その費用が前回の和解の段階では明確に認められていなかったというのが認められたとか、今の高裁で裁判官がどういう判断をされるかわかりませんが、そしてまた、今のところJFEがどういう主張をされるのかわかりませんが、第一審であれだけ、6年4カ月にわたって争われてきたことでありますから、大きくその域を、裁判官が変わりますけれども、変更にはならないんじゃないかなという期待をしているということですが、私はそれを全面に出しながら和解に向けて協議をしていくのがよろしいんじゃないか、それが一番組合にとっても利益があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

ぜひ組合に利益のある、市民に利益のある、そういう判断をしていただくのが一番いいと思うんですが、もう1つ、2番目のJFEエンジニアリング、

この控訴理由の中で、今はわからないということですが、大体1カ月ぐらい後にわかるということなんですけれども、それをどのように判断をして組合として取り組むという方向性と、そういうふうなことを市民の方に、また我々議会にはどのような形で報告をなさるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

控訴状ということで、通常であれば地裁に控訴状を出しまして、高裁に移送されると。高裁の受認された裁判長がまず控訴状の要件とか色んなものを審査されるということになります。審査された後、控訴が適法であれば、それを双方に送って、例えば、私どもの場合は控訴の範囲とか額、そういうものはこの控訴状には入れておりません。あちらのほうの控訴状がどういうふうになるかというのがありますけれども、そういう部分につきましては、これは控訴というのは、結局、一審に不満があるから出すというのが前提なんですね。それがないと控訴自体成り立たないということですから、私どももそういうような記載をしているわけでごさいます、第1回期日で相手の方がどういうような対応をされるかという部分が大きな部分かなとは思っています。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

わかりました。

では、3番目の質問に入りますけれども、裁判及び弁護士費用について、一応事務局のほうにもお話をしておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これまでの訴訟費用でごさいますけれども、判決までの第一審に掛かりました費用のうち、申立手数料などの裁判所への費用が約870万円、それに着手金や専門家への意見書の作成依頼費とか、訴訟代理人の日当等、弁護士関係の費用を、今年の方はまだ入っておりませんが、その弁護士費用を

除けば2,000万強ぐらいということでございます。弁護士費用等、さっき言いました費用を入れれば約3,000万円ということでございます。それと、控訴に係る費用につきましては、過ぐる臨時議会のほうでお願いしました593万1,000円、これは今年度分の高裁の色んなそういう部分を含んででございますけれども、そういうことでございます。来年度が、27年度で予定しております実費が147万円程度ということで、今回、27年度の予算のほうにお願いをしているということでございます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

すみません、ちょっと数に弱いものですから。じゃ、とにかく裁判が始まって、裁判費用と弁護士さんの報酬もあると思いますし、報酬ってやっぱり月々の分もあるんですか、もうまとめて……。ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

現時点で26年度までが、掛かっているのが約3,000万円。この間、補正をお願いしましたので、それが590万円ですから、3,590万円ぐらいが現時点での、これは未執行の部分も含みますけれども、その程度ということでございます。訴訟代理人への分については、基本的には着手金ですね、訴訟の依頼をするときにお支払いする分が基本的な分でございます。あと実費として、裁判所に期日で出たりとか、そういう実際に移動されるときの1日の日当と、旅費は実費として別途支払うというようなことになりません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

先ほどの成功報酬のほうですけれども、これが17億円の場合、6%で8,000万円ぐらいというふうなお話があったかと思うんですけれども、これはただし1億ぐらい、6%で考えた場合、2%と4%で6%になりますので、1億円ぐらいになると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、やはりそういう額を申すと、それがひとり歩きするんですけど、これはあくまで委任契約では協議の上での額と、決定する額でございます。これが幾らになるかというのは現時点、全体の便益を受ける費用等が確定しておりませんし、そういう部分についてはもう全く未定でございます。ただ、さっきご質問いただいたのは、仮に、昔、弁護士会で定めておいた報酬の基準に従えばという、その前提条件でございますので、そのぐらいでお願いしたいと思います。そういう昔の基準であれば、例えば、300万円であれば、例えば、着手金が8%で報酬の場合は、以下の場合ですね、その場合の16%とか、3,000万円まではどうぞとか、3億円を超えれば、例えば、着手金が2%で報酬は4%が基本ですよというような、そういう部分があったということでございます。それですればそれぐらいの額になるというお話でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

ちょっと先走った話になったかもしれませんが、すみません。ただ、裁判の費用とか弁護士の費用とかというのも、これは皆さんのお金をいただいた分から支出しているわけでありまして、貧乏人の私としましては、もし自分の立場でしたら、そう簡単に裁判も続けられないのかなというふうなことで、その分も生活費に回したらというふうなことも考えるんで、ちょっと貧乏人の考えですけれども、組合と個人は別ですから、裁判を起こしたら別ですけれども、できれば経費も押さえていただいて、先ほどもお話があったし、私も全協でお話ししましたけれども、少しでも安い、そういうトン当たりの安い費用でごみが処理できるようにしていただきたいというふうに思っております。

4番目の最後の、その後の見通しについてということですが、これについても再度ご答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今後の具体的な見通しということでございます。今まで縷々、今後の分については不透明な、まだまだ具体的にいつごろどうするというのは答弁でき

るだけのものを持ち合わせておりませんが、組合といたしましては、控訴した趣旨が早期に和解を目指したいという、その趣旨でございます。相手様の考え方もあろうかと思いますが、残り期間も瑕疵担保まであと5年ということになりましたので、ぜひその分を強く、訴訟でもそうでしょうし、訴訟外で行う具体的な検討もそうでございますけれども、早期に、早くそういうものを進めていきたいというのが事務局の考えでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

相手あつてのことですから、ここで聞くのもおかしいんですけども、これが上告になって最高裁まで行くというふうなことも可能性があるかどうか、今わかりませんが、もし考えがあれば教えてください。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

和解の勧誘をお願いしたいという申し出をしておりますけれども、一般的に民事の裁判で最高裁まで上訴をしても、最高裁で事実審理があることは普通ございません。高裁の決定が最高裁に行つて事実審理があつて判断が変わるといふのはまれにしかないと、通常は公判は1回も開かれなくて、高裁のとおりですよ、判決のとおりですよという憲法判断とか、裁判官が解釈を誤つていれば別なんですけれども、そういう事実審理が行われることがまれにしかないといふふうに聞いておりますので、こういう案件、仮に最高裁まで、仮にも、仮の仮の話なんですけれども、行つたとしても、そんな時間が、そこで大きく判断が変わるような、事実審理と言いますけれども、事実審理が行われるということはないんじゃないかなと思つております。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

わかりました。

もう1つなんですけれども、全員協議会でお聞きしましたけれども、これで和解が決まつて、金額が例えば、14だ、16とか、決まりまして、JFE側が支払うとなつたときに、基金を募るといふふうにご答弁をいただいたんですが、それはどの基金に積んで活用されるのかを教えてください。

思います。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

基金は今、2つほどあると思いますけれども、それが適正じゃなければ条例を改正して新たな基金を積むという方法もあるでしょうし、基金も元々が、先ほど事務局長が申し上げていたように、この施設の建設の為の基金ということでございまして、その内容がどういうふうにとっていくかということによって、例えば延命を、2年間ぐらひは今の炉を使用しますよということになると、要するに、今、J F Eが負担している部分がどの程度かというのは今はわからないんですけれども、基金の中からそれを補填しますよとかいう方法もあるでしょうし、その時点で、その時点で、時点でその条例を改正してでも適切に、圏域の住民の皆様、過大な負担にならないことを考えて適切に処理したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

適切に処理していただきたいんですけれども、要するに、なぜ今日こういう質問をさせていただくかということ、先ほどもあったんですけど、将来的にこの組合、または各市がどのように住民のためのごみ処理をしていくかと、この組合を存続させるのか、また、独自でとか、半島でとかと、色々な考えがあると思うんですけれども、そういう方向を考えるに当たりましては、その基金の使い方とかも、本当に延命のために使うのか、それとも住民に少しでも還元をして一時的でも少し各市の負担を少なくして、そして運営をしていくのかというふうな方向とかをよく聞きたいんですね。だから、そういうので、今のうちに基金の積み方を明確にしておいていただかないと、なかなか難しいところもあるのかなと、市民に対して我々が説明するのに、裁判をやっています、和解しました、じゃ、16億円、J F Eが負担をします、返してくれますといったときに、じゃ、それをどう使うのというふうな説明もある程度していかなければいけないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

先ほどから申し上げておりますように、色々な方法が平成32年以降はあるんだと思いますけれども、少なくとも数年間は今の炉を使用して、JFEが当初契約の中で負担をしている、例えば、運転委託料というのはJFEが負担をしている部分もあります。それは当初予定された人数よりもはるかに多い人数が今運転に携わっておられるということを考えても、それだけ見ても、要するにJFEが独自に負担している部分というのはあるということでございますし、修繕費の部分がよくわからないんですけども、修繕費というのはどれくらいですよということをしているんですけども、どういう修繕費が掛かっているのか、値段があるのかないかちょっとわからないんですけども、その辺も含めて検討をする必要があるんだというふうに私は思っております。

ごみ処理をどうやっていくか、何が効率的なのかというのは当然考えながら、一定の決着をするためには、この裁判を終わり、次のいつごろまでは安定的、効率的に運営ができますよというものを示さないと、なかなか次の展開は出てこないんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

ありがとうございます。これも全協でちょっとお話をしたんですが、その16億円とかと決まった場合に、また再契約、平成32年以降に契約するときに、向こうは改修に入るんじゃないかというふうに思うんですね。その辺については、向こうも商売ですから、その辺についてのお考えいかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

そうなんですよね、値段があって、ですから全員協議会でも申し上げたと思うんですけども、要するに、信頼関係を築くしかないなと私は思っております。それは、平成32年以降、これだけのこと、人件費の問題とか補修費の問題とか、運転にJFEさんが負担をされている部分については瑕疵担保期間が切れれば、それは私たちが負担するのが筋だろうというふうに思いますけれども、期間が何年になるのか、その額が幾らなのかというのは全く今の状態ではわからないと。ですから、第一審の段階でも常にそのことを



申し上げてきましたし、和解勧告を拒否したといいますが、受け入れなかったのも一つはそれが原因の部分でもあるというようなものもあります。ですから、そういう意味では、将来を見通すというのは非常に難しい、幾らぐらい掛かっていますというのは今明示していただいておりますので、その辺も含めて信頼関係を築きながらやっていく必要があるというふうなことで思っております。

ですから、和解金額も大事ですけれども、それ以上に大事なのは、この施設をどうやって運営をし、安定的、効率的に運営をしていくということが最大の課題といえますか、我々の責務はそうですから、組合の設立の目的というのはそうでしょうから、そういうことに邁進をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。そのためのチョイスをどうその過程、過程でやっていくかということが問題だと思えますし、大きな施設といえますか、25万の圏域の住民がいますので、その重みを十分にわきまえて判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

最後の確認になりますけれども、今おっしゃったように、25万の市民のごみをきちっと処理していくということが大事ですし、今までずっとお話聞いていますと、平成32年以降は改修、また延命、それから運転のほうもJFE頼みになっているなというふうな部分がありますし、ただ、管理者、副管理者がそろってJFEとの話し合いのテーブルに着いたということは高く評価をさせていただきますけれども、その中で、再度確認ですけれども、JFE側は32年以降、全面的に協力をしていくという約束だったのか、技術的な部分の協力をするというふうなお話だったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

そのことも全員協議会で申し上げたと思うんですけれども、仮に他のメーカーの炉になっても協力をしますという言葉もいただきましたということをご報告させていただいたと思うんですけれども、その部分については、経費の問題は別として、安定的に運営が、経費の負担が増えるということは瑕疵

担保期間が増えればそうなんですけれども、この炉をもう知りませんよという形にはならないと、それがメーカーの責任でもあるということは十分に理解をされているものだというふうに私は理解をいたしました。ほかの副管理者もそのように理解をされたものというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

いや、なぜここを聞くかといいますと、私は技術的な部分、全面的に協力するというのは説明どおりであったと思うんですけれども、何回も言いますが、経費を安くするという意味では、経済的にも協力をしますよという文言があったのか、なかったのか、経営的な部分で。それも大事だろうと思うんですね。やはり運営して、ごみを燃やしてもトン当たり3万だ、5万だ、10万だと言われたって、これは話にならないわけでありまして、ある程度技術面と経済的な部分を協議をして協力していきますよという話があったのかないかというののちょっと聞かせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（村川喜信君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

瑕疵担保期間というのは、要するに当初の覚書とか、変更覚書もあるんですけど、性能発注という方式をとっておりますので、一定これだけの委託料で運営してくださいよということにしているわけですね。それで、瑕疵担保期間はそれが意味保証されて、それだけの分しか運転経費もお支払いをしていないということなんですけれども、瑕疵担保期間が切れれば、それは要するにJFEが負担をしている分については私どもが負担をする必要があるんじゃないかなと、一般的にはそうだと思いますけれども、その分を過大に請求されるということがないのかなというご心配だと思うんですけれども、そういうことがないように信頼関係を築くしかないなと。我々でこの分が幾らと、例えば、一つの部品を交換するのに特殊な部品ですと、我々は全くわかりませんよね、そういうふうなハンディも確かにあるわけなんですけれども、そういうことにならないように、JFEは昔、もう随分前になりますけれども、このガス化溶融炉のためだけではないようなんですけれども、損失補填の経理処理をしましたよね。かなりの額だった、500億円やったですかね、そ

ういうことでもありますから、一定の瑕疵担保期間についてはそういうご判断があつてのことだと思ふんですよ。その後、瑕疵担保期間が切れれば、法的には自分たちで本来は運営をしていくということになりますから、そういう法律上の保証はないんでしょうけれども、そこはやはり信頼関係の中でやっていくしかないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

色々聞きました。ありがとうございました。今後、また我が市に帰りまして議員との話し合いをしながら、今後のごみ処理についても検討していく一つの材料にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（村川喜信君）

これにて通告された一般質問は全て終了いたしました。

しばらく休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

（午後0時27分 休憩）

（午後1時30分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4に入ります。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）」ご説明を申し上げます。

本案は平成26年9月16日、県央県南クリーンセンタープラットホーム入り口自動車の車両損傷事故に関しまして、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成26年10月8日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容としましては、議案第2資料及び参考資料をご覧ください。

事故の概要でございますけれども、平成26年9月16日午前10時20

分ごろ、クリーンセンタープラットホームにおいて、ごみ搬入のための車両入り口の自動扉内側に、前方に車両が停止していたため、その停止した車両に対しまして、臭気漏出防止のために設置しております自動入り口、自動扉が閉まり、これと車両後部バンパー端部のわずかその部分が接触し、一部損傷を与えたというものでございます。

車両につきましては、生活に欠かせないものであるということでございまして、早急に修理を行う必要があったため、損害賠償額を決定し、併せて和解を行ったものでございます。

なお、賠償額4万4,839円につきましては、全額保険で補填をされているところでございます。このことから、より安全側に改善を行ったところでございます。また、今回の事故を踏まえ、改めて施設の点検を実施しており、併せまして作業手順、安全確認等の徹底を図り、安全性の確保に万全を期すよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は1議題につき3回までとなっております。質疑のある方。12番馬渡議員。

**○12番（馬渡光春君）**

ちょっとお尋ねをしたいと思います。前回も専決処分のほうで、夏は草刈り機により小石が飛んで、軽自動車の助手席のガラスを損傷したというのがあったんじゃないかなと思っております。

今回はセンサーが探知しなくて車両を傷つけたということでございますけど、これは構造上の問題なんですよ。それともセンサーの故障なのか。こういうことは、図を見ればあり得ることじゃないかなと思っておりますけど、今までの状況はどうなっているんでしょう。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

このセンサー、17年4月に供用開始しまして10年目でございます。もう10年経とうとしておりますけれども、今まではこういうことが発生をしておりません。原因としまして、そのセンサーの届く届かない、そういうよ

うな微妙なゾーンが多分あって、そこで今回このような部分があって発生したのかなというふうには認識をしております。今まではそういうことはございませんでした。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

安全対策をして考慮したということでございますけれども、実際起きた事案でございまして、10年過ぎたから、5年経ったからという原因はどうもならんと思っておりますけれども、10年経って劣化もしているかもしれませんけれども、今後起きないようにどのような対応をされたのかですね。それとも指示の仕方がまずかったのか、その点どのように考えておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この分につきましては、より確実に中に入るまで開かない、閉まらないような措置をしたということでございます。この分については、誘導員も中におりますので、併せて安全対策を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

予算のほうで出てきますが、色んな点検、業務点検とか、清掃なんかはちょっとお金が掛かりますけれども、こういうのはもうやっぱり今10年過ぎたということでございますので、やっぱり改めて、ここだけじゃなくして、色んなところも点検する必要はあるんじゃないかなと思っております。一番私たちが目につくのはやっぱり処理能力の点検というのは一番大きな問題でございまして、このような些細なセンサーの点検とか、色んな点検ももうする時期に来ているんじゃないかなと思っておりますので、その点も繰り返すような、損害賠償が出ないような考慮をしていただければなと思えます。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

ご指摘肝に銘じて、職員とともにもう一度機器等の点検を励行してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

ほかに質疑のある方。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」ご説明いたします。

議案第3号につきましては、議案第3号資料及び参考資料でご説明申し上げます。お聞きいただきたいと思っております。

同組合は、長崎県内の市町と31団体で構成されている一部事務組合でございます。退職手当や非常勤職員等の公務災害補償事務等を共同処理している組合でございます。

本案は、平成27年3月31日に長崎県南部広域水道企業団が解散し、同組合から脱退すること並びに組合の議決事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に係る市町村から選出されている議員の過半数の出席の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するという特別議決について規定するよう組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。

以上、議案第3号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第4号「県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料によりご説明いたしますので、議案第4号資料をご覧いただきたいと思っております。

本条例のうち、電柱等の地上の工作物及び水管等の地下埋設物で、定額で使用料を定めようとする別表（第4条関係）でございますけれども、この分について、道路法施行令の規定を参酌して今定めているという状況でございます。これが平成26年4月1日に道路法施行令の占有料が改正されたため、本条例の使用料の額も同施行令に併せて今回改定しようとするものでございます。なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日とするものでございます。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

道路法施行令の一部改正により云々とありますけれども、金額から見ればかなり大きい減額ですよ。何でこうなったのか教えてください。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

道路法を参酌して私ども設定をしているわけですが、基本的に国土交通省のほうで、全国を第1種から第5種ですか、そういうような格好に分けて、定額の分について一定出されているということでございます。地価の下落という、そういうところもあってということではございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

地価の下落というのが一番大きな理由ですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

そのとおりだと思っております。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ほかに。土井議員。

○7番（土井信幸君）

お尋ねします。大分値下がりをして3分の1ぐらいになっているところもありますけれども、今まで約2万円強の収入があったんですね。それで、何件ぐらいの件数がこれにあるのか。それで多分1万円ぐらいになるのかと思いますけれども、その辺の額あたりも教えてください。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、当組合のこの敷地で、ここのセンターと東部リレーセンター、西部リ



レーセンター、そういう敷地を持っております。併せまして、この中で電柱等が18本ございます。26年度で今調定をしておりますのが2万560円ということでございます。これを新しく改正後の条例を当てはめると、改正後の分が7,120円になるということでございますので、減額幅が1万3,000円ぐらいということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

土井議員。

○7番（土井信幸君）

7,000円ぐらいちょっとですね。これは今までも予算書には全然収入として上げていなかったと思うんですけども、今回も上げてありませんけれども、その辺の取り扱いというのはどうなっているんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

存目で1,000円ということで予算としては上げさせていただいて、実際に4月、新年度の予算でその分がどうなるかというのがわかりませんので、予算としては存目で上げさせていただいて、実際に調定額というのは決算のほうでご報告させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「平成27年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第5号「平成27年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

まず、1ページでございます。第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,371万2,000円にしようとするものでございます。

第2条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案第5号資料、一般会計当初予算の概要によりご説明をしたいと思います。第1ページ目をおあげいただきたいと思います。

平成27年度当初予算の総額が、先ほど申します32億7,371万2,000円を前年度当初予算と比較しますと、4,472万7,000円、率にして1.3%の減となっております。予算の編成の考え方については、下段のほうの2のほうに記載しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

この施設、午前中もこれを議論いただきましたが、11年目を迎えようとしております。今後施設の改修等が必ず必要になるということでございますので、施設整備を図るための経費を確保する必要があると判断し、所要の経費を基金等で計上をしているところでございます。

開いていただきまして、2ページ目でございます。まず、歳入についてでございますが、費目ごとに前年度の比較をいたしております。そのうちの主なものについてご説明申し上げます。

1款は構成市からの分担金でございます。予算額30億円で、前年度と同額としております。なお、構成市ごとの分担金明細については、予算書の31ページに記載しておりますので、そちらのほうもご覧いただきたいと思います。

次に、2款のうち2項、手数料でございます。予算額1億8,000万円で、前年度と同額の見込みをしております。

4款、財産収入でございます。これは基金の運用収入に係るものでございまして、予算額8万1,000円で、前年度と比較しますと、現在の見込み

1万1,000円の減ということで見込んでおります。

次に、5款.繰入金でございます。財政調整基金を7,818万5,000円取り崩し、平成27年度の当初予算の財源として計上をさせていただいております。前年度と比較しますと、4,511万8,000円の減ということになります。

次に、6款.繰越金でございます。予算額1,000円ということで、前年度と同額を計上させていただいております。

7款.諸収入でございます。余熱利用施設の指定管理者から納付される水道料金や副産物売払い収入のほか、有価物及び余剰電力販売料金を実績により勘案し、前年度と比較しますと2.7%増の1,544万4,000円を見込み計上をさせていただいております。

続きまして、3ページでございます。歳出につきましてご説明を申し上げます。なお、増減の主な理由につきましては、下段の表の中に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

1款.議会費につきましては、319万2,000円を計上しております。前年度と比較しますと72万7,000円の増となっております。増の主な内容は、27年度は構成市の市議会選挙等の関係で、臨時会の開催回数を多めに見込み計上をいたしておるところでございます。

次に、2款.総務費でございます。1項.総務管理費につきましては、1億7,171万6,000円を計上しております。2,041万2,000円の増となっております。主な内容は、今後のごみ処理施設整備に係る経費に充てるため、ごみ処理施設建設基金に昨年度と比較しまして、2,000万円増の1億円を積み立てようとするものでございます。

冒頭で申し上げましたけれども、施設稼働後11年を迎えております。今後の施設の整備を見据え一定の財源を確保していく必要があるものと判断しております。ご理解を賜りたいと思います。また、訴訟費用としまして、146万9,000円を計上しております。これはご説明したとおり、福岡の高等裁判所に出廷する代理人、職員の旅費日当の実費分でございます。

次に、3款.衛生費の1項1目.クリーンセンター費でございます。14億5,413万6,000円を計上しており、2,543万9,000円の減としております。減の主な内容は、下段の増減の主な理由の中の3款1項1目に記載しております。②で計量システム更新業務が減になっており、ごみ処理基本計画等策定業務の減などでございます。

次に、1項2目.リレーセンター費につきましては、2億5,468万円

を計上しており、前年度と比較して4,045万7,000円の減となっております。減の主な内容といたしましては、下段で①からしておりますけど、①の一般廃棄物等搬送業務の入札執行の残、これはリレーセンターからこちらに持ってくるアームロール車の分でございますけれども、そういう部分の執行残、それに点検整備補修業務の年間計画点検による減、アームロール車等経年整備補修業務の終了、3年で行ってきましてけれども、それが減になったということでございます。

次に、1項3目. 余熱利用施設費につきましては、3,036万円を計上しております。前年度と比較しまして157万5,000円の増となっております。経年劣化に伴う修繕料の増加や利用者の増による上水道の料金の増を見込んだほか、次期指定管理者の選定を行う事務費を一部計上させていただいております。

4款. 公債費は、総額で13億4,921万3,000円を計上いたしており、156万6,000円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めてご説明をいたします。

5款. 予備費につきましては、これは前年度同額の1,000万円を現在計上させていただいております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページは当初予算を目的別に比較、グラフにしたものでございます。

5ページ目をお願いいたします。これは上段(4)は、3款1項1目の用役費につきまして、それぞれ予算措置の額と使用料見込み、前年度の比較した表を作成しております。中段(5)は、用益費の推移を比較したグラフにしております。用役費につきましては、LNGガス、電気、水道、いずれにしても実績を、ことしの実績等も見ながら見積りをしております。また、LNG及び電気使用料は、今年と同額を来年計上しているというところでございます。

6ページ目をお開きいただきたいと思います。(6)は、3款. 衛生費の委託料の主なものの前年度と比較した表でございます。このうち6段目の精密機能検査業務というのを上から6段目でありますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されておまして、ごみ処理施設の管理者が3年に1回施設の機能保全をするために行わなければならないということとなっております。その費用を計上させていただいております。

7ページをご覧ください。7ページ、債務負担行為の内容でございます。本年度は新たな債務負担行為は行っておりませんが、いずれも昨年度に債務

負担行為の設定をお願いした4件の具体的な内容を記載させていただいております。

8ページをお開きください。8ページは、人件費に関する分でございます。全体として36万4,000円の減となっております。増減の主な明細は、普通昇給や人事交流等に伴う増減ということでございます。なお、予算書におきましては、32ページから36ページ、ここに人件費の明細を載せておりますので、こちらのほうもご覧いただきたいと思っております。

次に、9ページでございます。5は基金の状況についてということでそこに載せております。組合には先ほども縷々議論をいただきましたけど、3つの基金がございますけれども、平成26年度ごみ処理施設建設基金に約8,000万円を積み立てたということで、平成26年度末の基金残高の合計は2億2,981万1,000円が建設基金ということに見込みはなっております。また27年度はごみ処理施設建設基金に1億円を新たに積み立て、これに預金利子等を加えまして、合計1億8万4,000円を積み立て、財政調整基金からは7,818万5,000円の取り崩しを予定するというので、27年度末の基金残高は2億5,171万円を見込んでおるということでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思っております。6は地方債の状況についてでございます。

組合が借り入れた地方債の内訳としましては、(1)の借入等額の一覧表のとおりでございます。

(2)は公債費償還一覧表でございます。今年度が起債元本が最も多くなっております。平成11年度の起債償還が終了することから、次年度からは公債費が減額になる予定としております。

また、次の11ページの(3)公債費の推移をグラフ化したものには、上段が総額でございます。そして、その内訳として中段の①一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年までと。下段の②一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期間が平成32年度までということになります。

(4)は地方債現在高の推移をグラフ化したものでございます。平成27年度末で約39億4,500万円の未償還残高が残ることになります。

なお、最後になりましたが、予算書23ページからの歳出事項明細の説明の欄の事業内容につきましては、前年度の予算措置額との比較したものを本日作成して、お手元に議案第5号参考資料として配付させていただいております。

ます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。質疑は歳入歳出それぞれ3回までとなっております。

まず、歳入に対する質疑に入ります。千住議員。

**○3番（千住良治君）**

予算書の14ページなんですけれども、2款2項1目、衛生手数料ですね。予算の概要の説明につきましては、2ページの一番下段なんですけれども、ごみ処理手数料の推移ということで、26年から27年で、有料のごみ搬入の見込み量は26年から27年に比べまして、約3.5%ほど減っておるかと思うんですが、手数料の予算総額は1億8,000万円と、同等といったことが、なぜ同じかというのが1つと、もう1つ、これまで平成24年、25年の決算を見てみますと、平成24年度で約1億9,300万円、25年度で約2億円というふうに、手数料が決算で上がってきているんですけれども、そのあたりのことは反映されないのでしょうか。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

ごみ処理の量と、この手数料の分でございます。来年度は、25年度が確か搬入量で8万3,900tぐらいの実績が多分あったと思います。今年度はそれより下がるということで考えております。来年度についてもご指摘のとおりでございます。ご指摘のように、結果としては、当初我々が見込んだ額よりは多くなっているというのも間違いのない事実でございますけれども、ただ、予算というのは歳入をある程度厳しい目といいますか、そういう部分で上げないと、最終的には穴があいてしまうということもありまして、少しそういう意味でこういう額になっているということでご理解いただければなと思います。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

ほかにありませんか。土井議員。

**○7番（土井信幸君）**

予算書で言えば15ページですけれども、この当初予算の概要で説明したほうがわかりやすいと思いますので、その9ページです。基金のことですけれども、先ほど一般質問の中でも田添議員のほうから質問がありましたけれども、財調基金が今年7,800万円取り崩しになりました。そして建設基金が積み立てになりましたけれども、この財調基金というのは私ある程度必要かと思うんですけれども、全く残額は390万円余りということで、これでいいのかなと思いますけれども、その辺の見通しはどうかと、もう1点、同じところで土地取得金が6,600万円ほどありますけれども、どこかまだ取得する土地があるのかどうか、その辺2点をお願いいたします。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

ご指摘のように、財政調整基金、26年度末の見込みで8,200万余りと。それを27年度の取り崩しということで予定を、7,800万余をしておりますので、27年度増す見込みが約400万円弱ということにここでしております。

ただ、ご指摘のように、財政調整基金というのは不測の財政需要でありますとか、災害とか、色んなそういうものに使う分でございますので、一定額は確保したいなということで思っております。すでに昨年8月の議会で25年度の決算をご報告させていただいております。それが決算の余剰金ということで差し引き1億5,000万余という部分が今ありますので、あと年度末までございますけれども、この間の臨時議会でもその財源を一部使わせていただきましたけれども、この分を執行しなければ、財調に積んだりというようなことで関与を図っていければなというふうに考えているところでございます。

それと、用地の取得費につきましては、まだこの元々計画決定をした区域内で用地が11筆残っております。この分の見込み単価をして、以前からこういうような分で備えをしているということでございまして、これは今からの方向も含めて、そういう財源でずっと関与してあるということでございます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

土井議員。

○7番（土井信幸君）

その用地でございますけれども、地主さんのほうから買うてくれという要請があっているのか、また、もうここの組合としては余り必要ない土地とは思わうんですけれども、買う気持ちがあるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今、少し見ていただければ、まだ少し虫食いの部分も残っております。今後どうするかという部分にも少し係わってくるといことでございます。建てかえであったりとか、そういう選択肢をすれば、場所はここじゃないかもしれないけれども、ここの可能性もあるといことでございますので、そういう部分である程度方向を決めてから、この分については判断ができればなというふうには思っております。今地主のほうからは、特に申し出があっているという部分は、確実な分はございません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

18ページの諸収入ですね、雑入の部分でございますけれども、1,544万2,000円、これは大部分は余熱施設の水道料のといことでございますけれども、ここには副産物とか売電料とか、それぞれに入ってくると思わうんですよ。この内訳をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この予算で1,544万2,000円の内訳でございます。副産物の売払いで60万5,000円、のんこの温水センターの水道代で1,427万5,000円、有価物の販売で40万8,000円、あと余剰電力等で15万4,000円、合わせて1,544万2,000円の見込みを立てたといところでございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）



副産物のメタル、それぞれあれが60万5,000円と。それと売電料で  
すか、15万円。この前私は埼玉県に研修に行ったときに、あそこに9億円  
あるそうですね。その中の5億円を自社で使って、あと4億円は売って、こ  
の収入でt当たりの経費を落としているんだと、本当にうらやましい研修を  
してきたわけでございますけれども、やっぱりここにきもJFEのほうに  
もこのくらい発電量はできるんだという約束をしていたんですから、そこ  
んにはもう少し強く言って、ここに私は上がるべき売電料とか、これは本当  
に一番似合う諸収入の中じゃないかなと。西埼玉ですか、本当9億円の発電  
量をしながら、それをよそに売って、このごみ処理でできた電気を売って、  
本当に処理経費を落としているんだということでございますので、同じ会社  
が造った施設でございますので、そこにきももう少し加味しながら、副産  
物の、今言われたように60万5,000円すると、また一千五、六百万  
経費を使って出さんなん施設でございます。そこにきもやっぱり加味しな  
がら、大変苦しいと思っておりますけれども、やっぱり発電ができるような努力も  
していただきたいと思うところでございます。よろしくお願いいたしたいと  
思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ご指摘ごもっともかなと思います。私どもも効率的な運転を、私ども売れ  
るのは発電した分と実際に使用する分との差が発生したときに売電ができる  
ということでございますので、発電についてはごみ質とか、量もございま  
すけれども、プラントの電力をできるだけ落として効率的にお願いするとい  
うのは常々担当がお願いして一緒になって考えておりますので、今後とも努力  
をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

その副産物の60万5,000円を出すのに1,600万円ぐらい経費を  
使う。しかし、段ボール、持ち込まれる段ボールですね、これをお金にすれ  
ば40万円ぐらいということですかね。ということは、もう少し選別とい  
うかな、段ボールを持ち込んでいただくと。それを燃やすとも簡単ですけど、  
それを1つの副産物のような感じで、燃やさなくともその経費が上がると。

段ボールは今高いですね。これを燃やしてしまえばまた処理が要りますけれども、持ち込んでもらった段ボールを、業者を集めて入札をすとか、そういうやり方も色んな収入を生む1つの原因じゃないかなと思います。東部リレーセンターにしろ、西部リレーセンターにしろ、段ボールはどんどん持ち込んでくださいということで、お金をもらった上にまたそれを売ってお金になるということでございますので、少し姿勢を変えて、60万メタルとかなんとかしたらお金の掛かるばかりですけれども、やっぱりそうして段ボールなんかを新たに売るというのも1つの収入源になるんじゃないかと思っております。やっぱり市民から出たごみを処理するのは私たちは義務でありますけれども、それを再利用、今リサイクル社会と言われておりますけれども、循環型ですね、そういうのもやっぱりこの施設で進めていただければなと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これプラットホームで実際に持ち込まれたごみの中から検査員なり誘導員がダンボールを抜き出して、別に置いておいて、それをためてそういう業者さんのほうに処分するというようなことで、取り組みでこれだけの経費が上がっております。ことしは、来年度は些少なんですけれども12万8,000円ぐらい増加で一応見込んでおります。

そういうふうに、ぜひ職員で一丸になってそういう取り組みをやっていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

それでは、次に歳出に対する質疑に入ります。西口議員。

○4番（西口雪夫君）

参考資料の5ページですね、ここに26年度が同じ単価と、そして同じ量がありますけれども、ことしかなりガソリンとか、あるいは灯油が下がっておりますけれども、このLNGの単価はどうなんですか、まだ変わっていないんですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

石油につきましては、ちょっと調べましたら、今年の1月がドルベースですけれども、95ドル、1バレル95ドルだったのが、今12月で59ドルというようなことで、約38%ぐらい下がっているような状況でございます。

ただ、LNGというのは、確かに石油の価格にある程度連動はするんですけれども、長期契約が多いということと、もう1つは、東日本大震災以降の発電の、LNG発電へのシフトがございまして、今日本がスポットのLNGの約4割を買っているようなという話も聞きます。そういうところで、LNGについては、アジアプレミアムですとかジャパンプレミアムとか言うぐらいに、ちょっと割高に今なっている状況でございます。日本の各港湾でCIF価格というのがございます。これは財務省の貿易統計でございまして、これでことしの1月と今年の12月を比較しますと、ほとんど一緒なんですけれども若干上がっているということで、これは原油価格とLNGというのは少し時期がずれるようなこともございます。多分、今年がLNG一番ピークかなとは思っております。来年は少し好転するんじゃないかなという見込みを持っておりますけれども、そういうところで、現在その同額をお願いをしたというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

西口議員。

○4番（西口雪夫君）

同じく説明資料の3ページの中で、先ほどちょっと説明ありましたけれども、3款1項1目、同じくごみ処理基本計画等策定業務のこれは2,000万減になっておりますけど、かなり大きい金額なんですね。この辺の説明と、あと定期分析業務、分析項目の増とあります。152万円なんですけれども、この辺はどういった項目が増えたのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

26年度予算ということで、ごみ処理基本計画、その他の計画策定分ということでお願いした分でございまして、実は、ごみ処理基本計画というのはもう期限が来ておりますので、必ず作らなければいけないし、今後15年の私どもが処理する一般可燃物ごみの見込みと、それに対する節減努力とか、

そういうものを併せながら作る計画でございます。これ、今作業をやっているところですが、実はこの分と、あとはアドバイザー業務といいますか、その策定に当たって色々アドバイスをもらった部分を今年執行しております、その分以外で、例えば、方向が決まれば、この後例えば、循環型社会形成促進地域計画とか、次のステップの補助金をもらったりとか、色んなそういう分を作る予定でございましたけれども、こういう状況で、その分については今執行していないということでございまして、その分を含めて2,000万円という予算があったということでございます。

定例分析につきましては、この分は入札で執行をしております。その算定基礎として、色んな事前に見積もりをいただくわけですが、人件費等の値上がり分がある程度ありましたので、その分の見込みと、あとはごみ質の項目を1項目ある程度中身をちょっと増やしたということで、150万円ぐらいの増ということになっております。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

西口議員。

**○4番（西口雪夫君）**

同じく3款1項2目のリレーセンター費の中の②ですね、点検整備補修業務年次計画点検による減、3,672万8,000円、かなり大きい金額なんですけれども、この辺の説明と、あともう1つ、その下の余熱利用施設費の④指定管理選定事務52万1,000円なんですけれども、来年がもう選定の時期に来ておるのか、その辺と、今1,028万6,000円の指定管理料を払っておりますけれども、今の経営状態で、だんだん上がってきておるんですけれども、これで足りるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

このリレーセンター費、2番の点検整備補修業務でございます。これは東部リレーセンター、西部リレーセンターをそれぞれ15年の期間の補修費等で、計画的に3年ずつ額をある程度決めて、1年目は何を。2年目は何を。というような格好で、そういう額を決めてやっております。先ほど債務負担の中で、今26年から3年ですので、28年までの債務負担をいただいております、その中で、去年は補修の部品とか、そういうものが元々予

定が高く、今年と、年度3年で幾らという部分をしておりまして、たまたま来年度はその額が下がっているということでございます。

それに、もう1つは3款3項の余熱利用施設の指定管理者選定事務でございます。この分につきましては、来年、平成28年から新しい指定管理、こののんこの温水センターは平成23年から5年契約ということで、27年度末までが今の指定管理の期間になっております。28年度から新しい期間に始まりますので、来年度27年度にその募集をしたいということで、その経費、広告とか、そういう広報のための経費とか、あとは財務分析とか色んなことをお願いして審査の中に活用したいということで計上をさせていただいている経費でございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。上田議員。

○9番（上田 篤君）

まず、この当初予算の概要、7ページですが、一番上の四角の囲みの中に、県央県南クリーンセンターの運転管理業務委託というのがありまして、そこに人件費27名とありますね。これはJFEの社員ということですか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これ変更覚書の中で、運転と整備補修費につきましては定額でございます、今その範囲内でお願いをしているということでございます。ここの27というのは、当初その中の想定の数でございます、現在はたしか47名の方が従事をされているということでございます。ここでは、この額、元々の変更覚書の内容で記載しているということでございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

わかりました。関連ですけれども、この予算書の25ページ、一番右の説明の中に運転委託業務とありまして、6億5,170万4,000円とあります。先ほど見ました概要のほうには、この運転管理業務委託ということで、下のほうに平成26年度予算計上額が3億4,000万円とあるんですけれども、差が約3億1,000万円ありますよね。この3億1,000万円で、この25ページの説明欄にある点検整備補修業務、性能検査前自主点検整備

業務、この2つの業務を3億1,000万円ぐらいでやるというふうに見ていいんですかね。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

25ページの今ご指摘がありました分につきましては、運転管理業務と点検整備補修業務、それに性能検査前自主点検を合わせまして6億5,170万4,000円の額になっております。この先ほどの債務負担の内容につきましては、そのうちの運転業務だけの3年分が、限度額が9億2,829万8,880円ということでございまして、これを3で割った運転分と、あとは維持補修の分の単年度分、そういうものを足してこれでございますので、一部関連はしますけれども、そういう比較ができる分ではございません。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

26ページ、一般廃棄物搬送業務ですね。これは3年ずつのずっと契約をしていって、恐らく平成27年、28年、29年が新たな業務になるんじゃないかと思っております。もうこれは指名入札ですか。結果は済んだんでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この分につきましては、東部、西部からアームロール車9台と、あとタンク車が1台ございますけれども、その分の日々運送をしていただく分の経費でございまして、この分は昨年6月に入札を実施いたしまして、7月から新しい指定管理といいますか、委託業務でございまして、今後3年分決まっております。その27年度分の1年間分計上させていただいたということでございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

以前は何か、愛野の業者さんやった。それから後でまた鳥建さんということで、ずっと入札のほうで結果が変わってくるんじゃないかなと思っております。

ます。これ入札参加者なんかは何社ぐらいあるんでしょうか。それと、入札の最低価格があるのでしょうか。それとも請負はそのまま入札結果で出されるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この2億3,056万円というのは、リレーセンターの運転業務も入っております。一般廃棄物搬送業務だけの値段ではございません。この分、昨年たしか一般競争ということでしまして、1社しか応募いただいていないということでございます。最低制限はこれは委託業務でございますので設定をしていないということでございます。

○議長（村川喜信君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

1社の申し込みということで、競争入札ではないですたいね。しかし本当、これからの3年間はどうかわかりません。今までの3年間は本当に燃料が上がって大変だったろうなと思っておりますけれども、1社だけの入札参加で最低基準がないということで、はい、確認をいたしておきます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。土井議員。

○7番（土井信幸君）

予算書で25ページをお願いいたします。LNGの件でございますけれども、平均単価が去年と一緒ですね。それで、このLNGの業者の選定というのはどういう形なのか、それと価格の設定という形はどのような形をされているのか、2点お尋ねいたします。

もう1つ、この資料でございますけれども、今日いただいた資料、これは議案配付と一緒にいただけないのかですね。よろしくをお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

LNGにつきましては、地場企業であります九州ガスさんをお願いをして調達をいただいているということでございます。これ、私どもも年間3,200tぐらいを調達すると。九州ガスさんはその何倍かをされていると思っておりますけれども、併せて調達のスケールメリットができるのかなというよ

うなこともありまして、九州ガスさんをお願いをしているということでございます。

それと、この資料でございますね、本日配付した資料でございます。この分については検討させていただきたいと思えます。

価格の設定は、これは先ほどC I Fということで、貿易統計等の話をしましたけれども、その価格を基に一定の経費をそれにプラスして納入をいただいているということでございます。このLNGについては10年契約ということで雇ったわけございまして、来年からもまた新しい契約を結びたいなということだと思っております。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

ほかにありませんか。永尾議員。

**○1番（永尾邦忠君）**

説明資料の5ページの余熱利用施設なんですけど、予算額が3,000万円ということで、指定管理料が1,000万円ということです。利用者と、それから赤字の分の負担とか色々発生すると思うんですけど、この余熱利用施設というのはずっと運営しなければいけないのでしょうか。

**○議長（村川喜信君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

この余熱利用施設ですね、ここに我々が当時17年に立地して運営をさせていただいておりますけれども、地元の関連事業ということで、組合でその当時2市15町で話をされて、設置をされて、主に地元の方にそういう使っていただくと、サーマルリサイクルとありますけれども、ここの余熱を使ってそういうことができるという、そういう学習的なものもございまして、そういう施設をしております。

したがって、この施設は本施設、ごみ焼却場と私は一体ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村川喜信君）**

永尾議員。

**○1番（永尾邦忠君）**

意義はわかるんですけども、赤字をこいてまでしなきゃいけないのかなというのが1点と、あとは諫早市の方の近隣の方がご利用されると思うんで



すが、そのほかの構成市の方もなかなか利用しがたい部分があるのではないかとこのふうなことがありますので、そこら辺の取り組みについて教えていただければと思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

23年からの第2期の指定管理者を募集するに当たって、この1,000万円という部分の委託費がしたということでございます。その前はたしか委託費はなかったと思っております。今5年間、来年5年目を迎えるわけですが、当初10万人ぐらいの利用客でございましたけれども、今年々1万人近くずっと上がっております、今13万人を超えていると。今年もまた伸びているようでございます。そういうように、努力がありまして、赤字幅は大分縮まっております。ただ、まだ黒字までにはなっていないと、1,000万円を入れてもですね。そういう状況ではなかろうかと思っております。ここの施設利用、主には確かにご指摘のように、この周りの方でございますけれども、遠く聞きますと、佐賀とか、例えば、島原半島からも子ども会の方とか、要は夏でも、今年なんかは土日雨が多かったりすると、やっぱりここを物すごく入場制限するぐらいのお客さんが来られます。事実、もうずっとことしの夏は土日悪かったものですから、駐車する場所もなくて、入り口玄関のところと並んでおられるというような状況もございまして、今後とも何らかのそういうような還元でしていきたいなというふうに思っています。

○議長（村川喜信君）

永尾議員。

○1番（永尾邦忠君）

利用が増えているということはいいことだと思うんですが、送迎の状況、バスの運用とか、例えば、島原からも来るとおっしゃっていましたが、これは駅まで行くのか、それとも皆さん勝手にここまで来て施設を利用されるのか、いかがでしょうか。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

子ども会とか団体で来られる場合は、みずから多分貸し切りバスとか、そういう部分で来られているのかなと思います。指定管理者が独自にされてい

るのは諫早駅からですね。ここはバスの便もございます。実際の長崎県営バスのバスの便もございますけれども、その便が少ないということもありまして、独自に諫早駅方面から送迎のバスを走らせておられますので、そういう意味では島原鉄道を利用していただいで来ていただければ、その島鉄の振興にもつながるのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（村川喜信君）

9番上田議員。

○9番（上田 篤君）

今日もらった概要ですね、この概要の7ページですが、上から2段目の四角の囲みの中の、説明でいきますと右のほうですね、東部リレーセンターで発生した汚水をクリーンセンターへ搬送する云々とあるんですけども、この汚水の量はわかりますかね。それと、汚水の発生源についてどう分析されているかお願いします。

○議長（村川喜信君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは、東部リレーセンターがごみを搬入して、ごみに含まれる水分が下に行って落ちると。その、あそこは独自に水処理の設備を備えておまして、またその水は使うんですけども、どうしても最後に残渣といいますか、汚泥が残ると。その分を月一ぐらいだったと思いますけれども、その東部からこの組合のほうに持ってきてもらっているということもございます。西部は雲仙市のほうの下水道のほうに接続させていただいておりますので、そういうことがないということもございます。すみません、ちょっとt数は後もってお願いしたいと思います。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。答弁は後ほど。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

年間に80tということもございます。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

上田議員よろしいですか。

○9番（上田 篤君）

はい。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(村川喜信君)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5. 議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

提案理由について、提出者の説明を求めます。西口議員。

○4番(西口雪夫君)

議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則」について、県央県南広域環境組合議会会議規則第14条により提案いたします。提出者は私、西口雪夫、賛同者は土井信幸議員、町田康則議員、永尾邦忠議員、小嶋光明議員、以上、議会運営委員会の全委員による提案であります。

それでは、提案理由をご説明いたします。

この県央県南広域環境組合は、地方自治法第284条で規定する一部事務組合であります。本組合におきましては、2月と8月に定例会が開催されているところです。このように開催の回数に限られている中で、組合議会といたしましては、組合が抱えるさまざまな案件、議案等についての審査や議会としての意思決定を行うための協議、あるいは議会運営の充実を図る目的などから全員協議会を開催し、対応をしているところでございます。このように、組合議会の全員協議会は非常に重要な役割を持つものでございます。

以上のことから、先ほど申し上げましたような目的を達成するために開催する全員協議会について、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、会議規則に定め、議会活動の範囲を明確にすることにより説明責任の徹底及び透明性の向上を図り、これまで以上に責任ある議会活動、議会運営に期することを目的としております。

なお、本規則の施行日は平成27年4月1日としております。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

これより議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

ご異議なしと認めます。これをもって平成27年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後2時33分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

村川 嘉信

署名議員

千住 良治

署名議員

西口 雪天